

嬰鳴館遺草卷第四

管子牧民国字解

このしよ せい かんちゆう な いご いう人 かんこう いう
此書ハ齊ノ管仲、名ハ夷吾ト云人、桓公ト云
きみ しつせい くに おき みち かきつづ しよう
君ノ執政トナリ、国ヲ治ムル道ヲ書綴リタル書
いいつたえ がんらい へん うち べん
ト云伝テ、元来ハ十六篇アリシガ、内十篇ハ
なくなつ げん せん
亡テ現ニ存スルモノ七十六篇、ミナ経済ノ道
びさい ろん じんくん よみたま しようなり
ヲ微細ニ論ジタレバ、人君ノ読玉フベキ書也。
ただ こしよ うた ところどころ ぜん
但シ古書ナレバ疑ガハシキ所々モアリテ、全
しよかんちゆう げん いら いいつた ぼくみんどう
書管仲ガ言ニ非ズト云伝ヘタレドモ、牧民等
へん まこと きほんのい み しんみよう ときつく
ノ篇ハ、誠ニ基本意ト見エテ、神妙ニ説尽シ
じんくん 心 とどめ よみたま ちこく まつりごと
タレバ、人君心ヲ留テ読玉ハバ、治国ノ政
こう えたま なり
ニオイテ功ヲ得玉フベキコト也。

『管子』の「牧民篇」の国語による解説

この『管子』は、齊の管仲、名前を夷吾という人が、桓公という君主の執政（宰相・総理大臣）となって、国を治める道理をまとめた書物といい伝えられている。もともと八十六篇あったのだが、そのうちの十篇はなくなってしまう、残っているのは七十六篇である。すべて経済（経世済民）世を治め民の苦しみを救うこと）の道理を、きわめて細かく論じたものであるから、君主の読むべき書物である。ただし古い書物なので、うたがわしいこともところどころにあつて、全部を管仲が説いたものではないといい伝えられている。しかし、「牧民」などの篇は、実に基本となる意見として、人の知力を越えて説きつくしており、君主が心をこめて読まれるならば、国を治める政治において、功績を得ることができるといえる。

ぼくみん
牧民

ぼく やしなう くん
牧ハ養ト訓ジテ、牛飼ノ牛ヲ飼育ツルヲ云

フ。ソレヨリシテ人君ハ、民ヲ養ヒ育ツル主ナ

ル故ニ、一州一國ノ主ヲ牧トモ云フ。書ノ舜

典ニ群牧ト云フハ今ノ諸大名ノコト也。此篇

ハ凡人君國ヲ有テ民ヲ治玉フ道ヲ説タル

へんなり
篇也。

牧民

「牧」は養うと読んで、牛飼いが牛を育てることをいう。このことから、君主は人々を養い育てる主であり、一州一國の主を「牧」ともいう。

『書経』の「舜典（舜が帝堯を助けて善政を行ない、そのあとを受けて天子となる事情が述べられている）」に「群牧」とあるのは、今の諸大名のことである。

この「牧民篇」は、そもそも君主が国をもって、民を治められる道理を説いたものである。

*群牧は、(中国の)九つの州の牧伯(諸侯)なり。

凡有地牧民者務在四時守在倉廩

【凡ソ地ヲ有チ民ヲ牧スル者ハ、務メ四時ニ在リ
守リ倉廩ニ在リ。】

凡人君万民ノ主トナリ玉フ身分ノ本意ト

云ハ、其領シ玉フ土地ヨリ生ズル所ノアラ

ユル財貨ヲトリマトメテ、ソレヲ以テ上天子ニ

ツカヘ、下領内ノ臣民ヲ教ヘ導キ養ヒソダ

テテ、人々今日ヲユタカニクラシ、活ベキ程ノ

命ヲ活テ、無難ニ一生ヲ終ルヤウニ世話ヲヤ

キ玉フガ、君トナリ玉ヒシ本意也。

【そもそも、土地を領有して人々を養い育てる君主は、

春夏秋冬の四季に応じてその役目を果たして、穀物の倉庫を充実させておくことである。】

そもそも、君主が万民の主となられた身分の本当の意味というのは、その領地から生産されるあらゆる価値のある品物をとりまとめて、それによって、上は天子（天命を受けて天下を治める者）に仕え、下は領内の人々を教え導いて養い育て、人々が今日を豊かに暮らして、人生を生きて、無事に一生を過ごすことができるように世話をやかれるのが、君主とされた本当の意味である。

注 本書の『管子』「牧民篇」の引用文には、細井平洲先生が、訓読にあたり、句読点・返り点・送り点をつけておられる。それを□内に書き表した。

右ノ本意ヲ達シ玉ハントナラバ、先ヅ領内ノ
 臣民ヲ蕃昌イタサスルガ根元ナレバ、此世話
 ヲ始トシ玉フベキコト也。臣民ノ蕃昌ト云ハ、
 尊卑貴賤老少賢愚トナク、人ノ身ニ急要ナル
 物ハ衣ト食トノ二ツ也。故ニマヅ第一一番ニ衣
 食ノ二ツニコトヲカカヌヤウニシテ、ウヤサズ
 コゴヤサヌヲ目当トスルコト也。衣食ノ二ツハ
 農桑ノカセギヲ本トス。農ハ百姓耕作ヲハゲ
 ミテ五穀ヲ作り出し、桑ハ桑ヲ植工蚕ヲカウ
 テ絹紬ヲ織り出スコト也。

この本当の意味を成し遂げられようとされるのならば、
 まず領内の人々が大いに栄えるようになされるのが根本
 であり、この世話をはじめになされなければならない。
 人々が大いに栄えるというのは、身分の高い者、低い者、
 老人、子ども、賢い者、おろかな者の区別なく、人とし
 て必要なものは、衣（着るもの）と食（食べるもの）の
 二つである。だからまず第一に衣食の二つを欠かさぬよ
 うにして、飢えさせず、こごえさせぬようにすることを、
 目標とすることである。
 衣食の二つは、農（農耕）と桑（養蚕）の収入が根本
 である。農は、百姓が耕作を励んで五穀（米・麦・粟・
 黍・豆）を作り出すことである。桑は、桑を植えて蚕を
 飼って、絹紬（絹織物）を織って作り出すことである。

もつとも 尤よしソノ土地とちノ宜よろしキニ随したがテ五穀ごこくト云いヘドモ
 いね 稲よろしニ宜たキ田たガチナル所ところモアリ、麦むぎニ宜よろしキ畠はた
 ガチナル所ところモアリ、桑くわノソダタヌ地ちニテハ蚕かいこ
 モカハレヌモノナレドモ、苧からむしあさわたくす・麻たぐいなに・綿いっこう・葛しやうノ類しな何いっこう
 ニヨラズ衣類いるいニナルベキ品しなノ一向いっこうニ生しやうゼヌト
 いうち 云地いハナシ。其土地そのとちノ宜よろしキ植物しよくぶつヲ考かんがヘハカ
 リテ、春暖しゆんだんか夏暑か、秋涼しゆりやう冬寒とうかんノ四時しいじノ気節きせつニ
 随したがヒ、春はるハ植う工なつ夏なつハ耘くさぎリ秋あきハ刈かリ冬ふゆハトリ
 蔵おさめテ、上かみノ倉入くらいれヨリ下しも々じもノ蓄たくわヘマデ匱とほシカラ
 ズ、衣いト食しよくトノニツニ苦勞くろうノナキ様やうニト云いガ、
 こくぐん 国郡おさめヲ治しごとル仕事もとねノ元根なり也これ。是およそヲ凡たも地たみヲ有たみチ民たみ
 やしな ヲ牧やしなフモノハ、務つとメ四時しいじニアリ、守まもリ倉廩そうりんニ
 ありトハ云い也なり。

もつとも、その土地に合ったものを育てることであり、
 五穀といっても稲がよく育つ田となるところがあり、麦
 がよく育つ畑となるところがある。桑が育たないような
 土地では、蚕も飼うことができないが、苧・麻・綿・葛
 など、どんなものでも、衣類になるものが一つも生えな
 い土地はない。その土地にあう植物を考えて、春の暖か
 さ、夏の暑さ、秋の涼しさ、冬の寒さの四季に応じて、
 春は植え、夏は雑草を取り、秋は刈り入れ、冬は取り収
 めて、国家の蔵に蓄え、下々の蓄えまで不足しないよう
 にして、衣と食の二つに苦勞しないようにすることが、
 国家を治める仕事の根本である。これを、「そもそも、土
 地を領有して人々を養い育てる君主は、春夏秋冬の四季
 に応じてその役目を果たして、穀物の倉庫を充実させて
 おくことである」というのである。

国多財則遠者来地辟拳則民留処

くにざいおほ すなわちとお ものきたり ちひら つく
【国財多ケレハ、則遠キ者来、地辟キ拳セハ
すなわちたみとどま お

則民留り処。】

イカバカリイブセキ山ノオク、海ノハテニテ
うま こきよう はな にんじよう つねなり
モ、生レ故郷ハ離レガタキハ人情ノ常也。マ
いしよく ざいよう た くに
シテ衣食ユタカニ財用モ足りタル国ヲステテ
にげはし たみ まれなり たしよたこく 人 い
逃走ル民ハ希也。他所他国ノ人ト云ヘドモ、
ききづたえ よりあつま じんみん ほんじよう
聞伝ニモ寄集リテ、人民イヨイヨ蕃昌スレ
かみ せわ およ おのおの
バ上ノ世話ニ及バズ、己々ニカセギツレテ五斗
いっこくめ でんち あら しよう つく ひろ
一石目ノ田地モ荒シオカヌ様ニ作り広ゲ、ココ
ほか せかい おも なり
ノ外ニハスムベキ世界モナキヤウニ思フコト也。

【国に財産が多くあれば、遠いところに住む者もやってくる。土地が開墾しつくされておれば、人々は住みつくようになる。】

どんなにか恐ろしくて気味の悪い山奥や、海のはてであつても、生まれ故郷は、はなれがたいのが人の心（人情）というものである。まして、衣食が豊かで、財政の根本になる財源も豊かな国を捨てて出ていくような人々はいない。よその国の人々が、それを聞いて集まってきて、人々がよいよ栄えれば、政府の世話にならずに自分自身で稼いで、五斗とか一石とかしか取れないような田であつても荒らさずに作り広げて、ここ以外には住むべきところはないと思うのである。

是^{これ}ヲ^{くにざい}国^{おほ}財^{ものきた}多^{とお}ケ^ちレ^ちバ^ち遠^ちキ^ち者^ち来^ちリ、^ち地^ちヒ^ちラ^ちケ^ちツ^ちク^ちセ

バ^ち民^ち留^ちリ^ち居^ちル^ちト^ちハ^ち云^ち也^ち。

これを、「国に財産が多くあれば、遠いところに住む者もやってくる。土地が開墾しつくされておれば人々は住みつくようになる」というのである。

倉廩實則知礼節衣食足則知榮辱

【倉廩實レハ、則 礼節ヲ知り、衣食足レハ

則 榮辱ヲ知ル。】

凡人ニ養ハルルモノハ、犬子猫児ノ無知ナ

ルマデ、教ヘテ教ヘラレズト云コトナシ。マシ

テ人ハ万物ノ靈ニテ、千人ハ千人、万人ハ万人、

善ヲコノミ悪ヲニクムハ人ノ天姓ナル故ニ、好

ム所ノ善ヲ導キ、悪ム所ノ悪ヲフセギテ、教

ヘソダツルガ上ノ道也。

【米倉がいっぱいであれば、人々は礼儀のきまりをしり、

衣食がみちたりておれば、名誉なこととはずかしいこと

を、わきまえるようになる。】

そもそも、人に養われるものは、犬の子、猫の子のよ

うな知恵のないものまで、教えて教えられないというこ

とはない。いうまでもなく、人は万物の中で最もすぐれ

ているものだから、千人が千人、万人が万人、善を好ん

で悪を憎むというのが、人が持って生まれた性質だから、

好むところの善を導いて、にくむところの悪をふせいで、

教え育てるのが、上に立つ者が行なうべき道である。

是これニヨツテ上うえハ君くんヨリ下したハ執政しつせい諸有司しよゆうしマデ、人人
おさめヲ治しよくル職分ぶんハ、十じゆうガ十じゆう人にんヲ教おしヘ導みちびクヲ以もつ
しゆいテ主意いトスルコト、古いにしえヨリ官かんヲ建たてルノ本意ほんい也。
人サレバ人うえノ上たニ立ほどツ程にんノ人なにとぞしもしもハ、何卒おも下々さだまニヨキ
心心もたヲ持もたセ、ヨキワザヲサセタク思おもフコト、定さだまリ
 タルコト也。なり

これによって、上は君主より下は家老諸役人にいたる
 まで、人を治める職務というのは、すべての人を教え導
 くこと（教育）を、主なねらいとすることであり、それ
 が役所（行政の組織）が設けられた本来の目的である。
 ですから、人の上に立つほどの人は、なんとかして、
 下の人々に良い心を持たせ、良いことを行なわせようと
 思うのが、決まりきったことである。

但ただシ下々しもしもニヨキ心心ヲ持もたセ、ヨキ業なりわいヲサセタク
 思おもフ時ときハ、マツ上かみヨリヨキ心心ヲ以もつテ、ヨキ政まつりごと
 ヲシムケテ教おしヘ導みちびクハツナレドモ、是これまた又倉廩そうりん
 ノ財用ざいよう乏とほしクテ、今日きょうノウヘムツカシケレバ、教おし
 へ導みちびク手段しゅだんモタタズ、イツトナク辛つらクツラクノ
 ミ、シムケ子ねバナラヌヤウニナリテ、ミスミス
 ヲカラ又仕方しかたトハシリツツモ上かみノ威勢いせいヲ以もつテ、
 ヒタスラニ押付おしつけテ仕舞しまフナラハシニナレバ、イ
 ツノホドニカ礼義れいぎ正ただシキ教おしえモ失うしないハテテ、上かみ
 ハ下しもヲ虐しいたゲ下しもハ上かみヲ欺あざむキテ相互そうごニタダ、其日そのひ
 其日そのひヲ過すごスマデノ心心ニナリ下ルコト也なり。

ただし、下々の者に良い心を持たせて、良い行ないをさ
 せたいとするときには、まず上の者が良い心を持ち、良
 い政治を行なって、教え導くはずだが、これも米蔵の蓄
 えが乏しくて、今日の暮らしがむつかしければ、教え導
 く手立てがなく、いつのまにか、むごく思いやりのない
 ことだけをするようになってしまい、それが、良い方法
 ではないとわかかっていても、為政者の威勢（人を恐れ従
 わせる力）によって、一方的に押しつけてしまうような
 ことになれば、いつのまにか、礼儀正しい教えもなくし
 てしまい、上の者が下の者をむごく取り扱うようになり、
 下の者は上の者をないがしろにして、おたがいにその日
 その日をやり過ごす心もちになりさがってしまふのであ
 る。

しかるとき おやきようだいむつ 然時ハ親兄弟睦マシク夫婦中ヨク、一類ノ
 なんぎ すく たす 難儀ヲ救ヒ助クルハ、美目ナルコトトシリ、
 おやきようだい 親兄弟ムツマジカラズ、夫婦中アシク、一類ノ
 なんぎ み 難儀ヲモ見ヌフリスルハ、恥カシキコトトハ知
 きかん み せつ リツツモ、飢寒ノ身ニ切ナルニサヘラレテ、オ
 どんよくひどう ぎよう ボエズ貪欲非道ノ業ヲモナシ、相互ニ恨ミ怒
 その ふた しんめい けいりく ため そんな リテ、其ハテハニツナキ身命ヲモ刑戮ノ為ニ損
 うしな なり かみ くらもと シ失フコトニナリハツルコト也。上ノ倉元ユ
 しも むか 心 タカナレバ、下ヘ向フ心モノドカニテ自然ト教
 みちび しゆだん とどの ぜん しょう あく ぼつ おきて へ導ク手段モ調ヒ、善ヲ賞シ悪ヲ罰スル掟
 いきとど ゆえ かみ ただ おきて まも しも 毛行届クコト故ニ、上ノ正シキ掟ヲ守リテ下
 りちぎ 心 かえ 毛律義ナル心ニ返リ、

そうなつてしまつたときには、親子兄弟おつまじく、夫
 婦仲よく、一族の苦勞を救い助け合うことがよいことで
 あることをしつており、親子兄弟の仲が悪く、夫婦の仲
 が悪く、一族の苦勞も見て見ぬふりをするのが、はず
 かしいことだとしてはいても、貧しきで飢えと寒さが
 人きわ身にしみることから、思わず欲深くなつてしまい、
 人としての道にはずれたこともして、しまいには、ふた
 つとない命を死刑によつて失つてしまうようなことにな
 りはてるのである。為政者の倉が豊かであれば、下々の
 者に対する心もちものんびりとして、自然と教え導く手
 立てもととのつて、良いことをほめたたえ、悪いことを
 罰するきまりも行き届くから、上の者も正しいきまりを
 守り、下の者も律儀な心もちになり、

おのおの ぶんざい 己々が分際ヲツツシミ、不義不法ノ所行ヲ恥 はじ
 テ、ケナゲナルフルマヒヲ、ミメナルコトニ思フ おも
 ヤウニナレバ、人々身持カタギニテ、風俗モ美 ふうぞく うつく
 シク上ノ世話 かみ せわ ノヤケヌコトニハウツルコト也。なり
 故ニ孔子衛ノ国ニ入玉フ時、人民ノ多ヲ見玉 ゆえ こうしえい くに いたりたま とき じんみん おおく みたま
 ヒテ、庶アルカナトホメ玉ヒケレバ、冉求ガ おおく たま ぜんきゆう
 此上ハイカナル世話 このうえ せわ ガ始メニサフラフヤト問ヒ と
 シ時、此上ハ民ノ富ムヤウニスベキコトト答へ とき このうえ たみ と こた
 玉フ。たま

それぞれが身のほどをつつしんで、人の道にはずれるよ
 うなことや、きまりにそむくような行ないを、はずかし
 く思い、けんめいに努めることを美しいことと思うよう
 になれば、人々の行ないもまじめになって、暮らしぶり
 (風俗) も美しくなつて、為政者がめんどろをみなくて
 もよくなつていくようになるのである。

ですから、孔子が衛の国に行かれたときに、「人が多
 な」とほめられたとき、弟子の冉求(冉有)が、「人が多
 いこの上に、どのような世話をはじめにすべきでようか」
 と質問した。そのとき、「人々が豊かになるようにするこ
 とだ」と答えられた。

サテ富^とミサフラハバ、如何^{いかが}イタスベキヤト問^とヒ
とき とみ そのうえ おし みちび
 シ時^{とき}、富^{とみ}タラバ其上^{そのうえ}ハ教^{おし}ヘ導^{みちび}クベキコトト答^{こた}
たま これひんく たみ おしえ うく
 へ玉^{たま}ヒケリ。是^{これ}貧^{ひん}苦^くニセマル民^{たみ}ハ、教^{おしえ}ヲ受^{うく}ル
とむ たみ おしえ むか すみ
 ヒマナク、富^{とむ}ル民^{たみ}ハ教^{おしえ}ニ向^{むか}フコト速^{すみ}ヤカナル
ところ なり これ そうりん れいせつ
 所^{ところ}ヲノタマヒシ也^{なり}。是^{これ}ヲ倉^{そう}廩^{りん}ミツレバ礼^{れい}節^{せつ}ヲ
いしよくた えいじよく いうなり
 シリ衣食^{いしよくた}足^{えいじよく}レバ栄^{えい}辱^{じよく}ヲシルトハ云^{いう}也^{なり}。

それで、「豊かにしたあとは、どのようにすべきでしょうか」と質問した。「その上は教え導くこと（教育）だ」と答えられた。

これは、貧乏に苦しむ者は教育を受けるひまがなく、豊かな者は教育を受けやすいことを述べられたものである。

これを、「米蔵がいっぱいであれば、人々は礼儀のきまりをしり、衣食がみちたりておれば、名誉なこととはずかしいことを、わきまえるようになる」というのである。

上服度則六親固四維張則君令行

【上^かミ度^どヲ服^{ふく}スレハ、則^{ろくしんかた}六親固ク、四維張^{しいは}レハ、

則^{すなわちくんれいおこな}君令行ハル。】

人間界^{にんげんかい}ノ法式^{ほうしき}ト云フハ、上天子^{かみてんし}ノ貴^{とうと}キヨリ

下匹夫匹婦^{しもひつぷひつぷ}ノ賤^{いやしき}マデ、人^人ハスベテ、親^{おや}ハ子^こヲ

カナシミ、子^こハ親^{おや}ヲイトホシミ、兄^{あに}ハ弟^{おとうと}ヲメ

グミ、弟^{おとうと}ハ兄^{あに}ヲウヤマヒ、夫^{おつと}ハ妻^{つま}ヲシタシ

ミ、妻^{つま}ハ夫^{おつと}ヲ大切^{たいせつ}ニスルコト、定^{さだま}リタル

法式^{ほうしきなり}也。

【為政者が法にしたがえば、親・子・兄・弟・夫・婦は固く結ば

れ、国を治めるのに必要な四つのひかえ綱である礼・義・

廉・恥の四つの道徳が強くさかんなれば、君主の命令

は実行される。】

人間世界のきまりというのは、上は天子の貴いお方か

ら、下は身分の低い男、身分の低い女のいやしい者まで、

人は皆、親は子を悲しみ、子は親をいとおしみ、兄は弟

を恵み、弟は兄を敬い、夫は妻を親しみ、妻は夫を大切

にするということであって、これは定まったきまりであ

る。

サレバ上ニ立玉フ方ハマツ此道ヲ教ヘ示シテ、
 法式ノ崩レヌヤウニ仕玉フコト也。故ニ孝悌ヲ
 賞シ和睦ヲホメ玉フオキテハ大切ナルコトナ
 レドモ、国貧ニ財用乏シケレバ此褒賞ノ道モ
 行届ズ、褒賞ノ恩ウスケレバ法式モ等閑ニナ
 リテ、親兄ヘ不孝不悌ノ人モデキ、夫婦フラチ
 ナル者モ多クナリテ、恩義愛敬ノ道モ廢レ、
 水臭キ人情ニ成ハツルコト也。

だから、上に立つ人は、まずこのきまりを教え示して、
 このきまりがくずれないようにすることである。

そういうわけですから、父母によく仕え、兄（目上の
 人）に従順な人をほめたたえ、仲良く親しみ合う人をほ
 めたたえることは、大切なことなのですが、国がまずし
 くて財用が乏しいと、こういう人に金品を与えてほめた
 たえると行ったことも行き届かず、ほめたたえる恩恵が
 薄いと、きまりもなおざりになる。そして、親や兄に孝
 行せず、従わない人も出てきて、夫婦のふとどきな者も
 多くなつて、義理のある恩に報い、にこやかでほほえま
 しいといった人としての道筋もすたれてしまつて、よそ
 よそしい人情になる。

アル手ニ継子ナシト云賤キ喻ノ如ク、国富ミ
て ままこ いういやし さとり ごと くにと
 財ユタカナレバ、上ニタツ人々ノ上ニ恩義愛敬
ざい みち おこなわ かみ 人々 うえ おんぎあいけい
 ノ道モ行レ、上ヲ見習フ下ニテ賤キ下々マ
みち おこなわ かみ みなら しも いやし しもじも
 デモ、恩義ヲ忘レ愛敬ヲ失フコトハ、何ヨリ
おんぎ わす あいけい うしな なに
 キノドクナルコトニ思フ風俗ニウツリ、六親と
おも ふうぞく りくしん
 云テ父母兄弟妻子ノ六ヲ相親ムハ、世ノ中
いい ふほきようだいさいし むつつ あいしたし よ なか
 ノ立チ行ク元也。
た ゆ もとなり

「豊かな暮らしにあつては、継子扱いする（のけものとして扱う）」といった世間のたとえのように、国の財産が豊かであれば、上に立つ人々のなかに、恩を受けた義理にむくい、親しみ敬うことも行なわれ、その上を見習う身分の低い下々の者までも、恩を受けた義理にむくいることを忘れ、親しみ敬うことを無くしてしまうことが、何よりも気のどくなことだと思ふ風潮となる。六親といつて、父、母、兄、弟、妻、子の六者が親しむことが、世の中の立ちゆく元なのである。

礼義廉恥ノ四ノヒカヘ綱タルマズ、人々此四ヲ
れいぎれんち よつ つな ひと々このよつ
 守ル時ハ、上ヲ畏レ敬フハ勿論ノコトニテ、
まも と き かみ おそ うやま もちろん
 下知法度ヲ犯シ背ク悪風儀ハ、自然ト改マルコ
げちはつと おか そむ あくふうぎ しぜん あらた
 ト也。是ヲ上度ヲ服スレバ六親固ク、四維張レ
なり これ かみど ふく ろくしんかた しいは
 バ君令行ルトハ云也。四維ノ義ハ下ニクハシ。
くんれいおこなわ いうなり しい ぎ しも

礼・義・廉・恥の四つのひかえ綱がたるまなくて、人々
 がこの四つを守るときには、上の者を恐れ敬うことはい
 うまでもないことであって、いいつけや法令を犯したり
 背いたりする悪い風潮も自然と改まる。

これを、「為政者が法にしたがえば、父・子・兄・弟・夫・婦
 は固く結ばれ、国を治めるのに必要な四つのひかえ綱であ
 る礼・義・廉・恥の四つの道徳が強くさかんになれば、
 君主の命令は実行される」というのである。

礼・義・廉・恥の四つの道徳の意味については、次に
 詳しく説く。

故省刑之要在禁文巧守国之度在飾四維

【故二刑ヲ省クノ要ハ、文巧ヲ禁スルニ在国ヲ
守ルノ度ハ、四維ヲ飾ルニ在。】

国ヲ治ル人ノ目当ハ、下ニ姦民ノ少クナリテ、
刑スベキ罪人ノ希ナルヲ、第一ノ願トスルコ
ト也。然ドモ人ニ律義正直ノ風俗廢リテワル
賢ク、カタマシクナルト云本ハ、艶力ザリヲコ
トトシ、小利口、小才覚ニナラヌ様ニト云掟ノ
ナキ故也。

【ですから、刑罰を減らすための要点は、かぎりいつわ
ることを禁止することであり、国を守る法は、国を維持
するのに必要な四つのひかえ綱である礼・義・廉・恥の
道徳をおしえさとすことである。】

国を治める人の目的は、下々の者に悪人が少なくなっ
て、刑罰を受けるような罪人がいなくなるようにするこ
とを、第一の願いとすることである。

そうではあるけれども、人々のなかに、まじめで義理
堅く、正しい心をもってうそをつかない、といった社会
のしきたりがなくなってしまうと、悪いことに知恵がま
わって、心がねじけてしまうことの根本は、表面をかざ
りたてるだけで、目先のことに気がつき抜け目がない、
ちよっとした頭の働きだけをやる、といったことのない
ように、という取り決めがないからである。

このふう
 此風ニナラヌ様ハ、先四維ノ礼義廉耻ノヒカヘ
 づな
 網ヲタルマヌヤウニシテ、カリニモウハムキヲ
 つく かぎ もと きんせい
 作り飾ル元ヲ禁制スルコト也。是ヲ故ニ刑ヲ省
 なり これ ゆえ
 作リ飾ル元ヲ禁制スルコト也。是ヲ故ニ刑ヲ省
 かなめ ぶんこう きん
 クノ要ハ、文巧ヲ禁ズルニアリ、国ヲ守ルノ度
 くに まも
 ハ、四維ヲ飾ルニアリトハ云也。 いうなり

このようなことにならないようにするには、まず、礼・
 義・廉・耻のひかえ綱がゆるまないようにして、少しの
 間であっても、表面だけをとりつくろってかざりたてる
 ような行ないを禁止することである。

これを、「ですから、刑罰を減らすための要点は、かざ
 りいつわることを禁止することであり、国を守る法は、
 国を維持するのに必要な四つのひかえ綱である礼・義・
 廉・恥の道徳をおしえさとすことである」というのであ
 る。

順民之経在明鬼神祇山川敬宗廟恭祖旧

【民ヲ順ニスル之経ハ、鬼神ヲ明ニシ、山川ヲ祇ミ、宗廟ヲ敬スルニ、祖旧ヲ恭スルニ在リ】

政ノ立ツ本ハ万民上ニ順従スルト云ガ

目当也。下ガ上ニ承順セヌト云ハ逆也。逆

ニテ政ノ立ツコトハナキコト也。故ニ先下

ヲ上ニサカラハセズ、ウケ順ハスル様ニスルコ

ト也。ソレハ上下尊卑ノ分限マギラハシカラズ、

ハツキリト分ル様ニ法式ヲ立ルコト也。

【人々を道理にしたがうようにするすじ道は、使者の霊魂と天地の神霊をきちんとまつり、山川をまつり、祖先のみたまやを尊び敬って、祖先以来親しくしてきた人々に敬いつかえることにある。】

政治の根本は、すべての民が上に上に立つ者に対してすなおにしたがうというのが目標です。下々の者が上の者に対してすなおにしたがわないというのは、さからうということである。さからわれば政治は成り立たない。だからまず、下々の者が上の者に対してさからわないようにして、すなおにしたがうようにすることである。

それには、上下、尊卑の身のほどをあいまいにせず、明確にわかるようにきまりを定めることである。

しも かみ したが 下ガ上ニ順ハズ、卑キガ尊キヲ敬ハヌ時ハ、
イヤシ とうと うやま とき
イカバカリヨキ 政 モ行レザルコト故ニ、
まつりごと おこなわ ゆえ
と かく しも かみ うやま したが よう いうところ
兔ニ角ニ下ハ上ニ敬ヒ順フ様ニト云所ヲタ
テニシテ、トリシムルコト也。
そのしかた いかがか いえ しも むかつ かみ おそ うやま
其仕方ハ如何ト言バ、下ヘ向テ上ヲ畏レ敬ヘ
ばか おし そのとお したが
ト計リフレ教ヘタルトテ其通りニハ従ハヌモ
なり しも かみ かるん よう まずかみ
ノ也。下ノ上ヲ軽シメヌ様ニトナラバ、先上ニ
かみ うやま おそれ み たま なり
テ上ヲ敬ヒ畏テ見セ玉フコト也。

下々の者が、上の者にしたがわず、身分の低い者が身分の尊い者を敬わないときには、どのような良い政治も行なわれないので、とにかく、下々の者が、上の者にしたがうようにするということを楯（防ぎ守る手段）にして、取り締まることである。

その仕方はどのようにするかといえば、下々の者に対して、上の者をおそれうやまいなさいといって教えたとしても、そのとおりにしたがるものではない。だから、下々の者が、上の者を見くだすことがないようにしようとするならば、まず、上に立つ者同士がそれぞれをうやまいおそれることを見せられることである。

尊とうとキ君きみノ上うえニテ上かみトシ玉たまフハ、天地山川祖父てんちさんせんそふ
しん しんれい せんぞ たちおきたま ふる おきて みなみなきみ
 親ノ神靈、先祖ヨリ立置玉フ古キ掟ハ、皆々君みなみなきみ
とうと したが たま
 ノ尊とうとビ順したがヒ玉たまフベキコト故ニ、天神地祇てんしんちぎヲハ
おそ うやまひ み
 ツキリト畏おそレ敬うやまひヒテ見セ、山川ノ神事さんせん しんじヲ如才じよさい
たま
 ナクツトメ玉ヒ、宗廟ノ儀式そうびよう ぎしきヲ嚴重げんじゆうニシテ見み
せんぞ はつと だいじ まも み たま とき
 セ、先祖ノ法度せんぞ はつと だいじヲ大事まもニ守リテ見セ玉フ時ときハ、
人々かみ うやま したが
 人々上人々かみニタツモノニハ、敬うやまヒ従したがフハツト云コ
ふう
 トヲワキマヘシル風ふうニナリテ、上かみニハ是非ぜひニサ
ばんみん 心いってい
 カラワヌモノト、万民ばんみんノ心心いってい一定スルコト也なり。

尊い君主の立場を、上に立つ者といたしますのは、天
 地（世界）、山川（自然）、先祖・親の御靈みたま、先祖が立て
 て置かれた古いきまりは、すべて君主が尊び従われるべ
 きことだから、天の神、地の神をきちんと恐れ敬うこと
 を見せて、自然に対する神事を手抜きなく務められて、
 先祖のみたまやのまつりをきちんと見せて、先祖の
 きまりをだいに守って見せられるとき、人々は上に立
 つ者には敬ってしたがうということをおきまえてするよ
 うになって、上に立つ者には、何があっても逆らわない
 と、すべての人々の心が人つになるのである。

是これヲ民たみヲ順じゆんニスルノ經けいハ、鬼神きしんヲ明あきらニシ、
山川さんせんヲ祇おがミ、宗廟そうびようヲ敬けいシ、祖旧そきゆうヲ恭きようスルニ
アリトハ云也。いふなり

これを、「人々を道理にしたがうようにするすじ道は、使者の靈魂と天地の神靈をきちんとまつり、山川をまつり、祖先のみたまやを尊び敬って、祖先以来親しくしてきた人々に敬いつかえることにある」というのである。

不務天時則財不生不務地利則倉廩不盈野蕪曠則民

乃管

【天時てんときヲ務つとメザレハ、則すなわち財ざい生せいセズ、地利ちりヲ務つとメザレハ、則すなわち倉廩そうりん盈みタズ、野蕪やぶこ曠こうナレハ、則すなわち民たみ乃管すなわちス。】

天てんハ四時ししいヲモツテ春暖しゆんだんしゆうりよう秋涼せつノ節せつヲカヘズ、
万物ばんぶつ生せい々せいノ氣きヲ下くだシ玉たまフトイヘドモ、人にんト云いう者もの
ガソノ時とき々ときニ随したがヒ、ウエマキノワザ、タガヘシ
ツチカフノツトメヲ怠おこたル時ときハ、生しようズルモノモ
生しようゼズ、生しようジテモ実みノリヨロシカラズ、サレ
バ生氣せいきヲ下くだスハ天てんノチカラ、其その氣きヲ受うけテソダテ
アグルハ人にんノ力ちから也なり。

【天のめぐりあわせの時期に、それぞれなすべきことをしないと、財産は生まれえない。土地より生まれ出る生産物を得るように務めなければ米蔵がいっぱいになることはない。田畑が広くても、荒れておれば、人々は管する。】
天には四季があつて、きびしい冬の寒さのあとの、のどかな春のあたたかさ、秋の涼しさのふしめを変えず、すべてのものに生き生きとした原動力を与えらるるといっても、人というものがその時々にしたがつて、苗を植え、種をまいて、その田畑を耕して土をかけることをおこたつたときには、生長するものも生長せずに実ることがない。だから、生き生きとした気力を与えるのは天の力で、その生氣を受けて育て上げるのは人の力なのである。

人ちからノ力ちからナケレバ万よろずノ財用ざいよう生ズルト云ドモ用いへ
 ヲナサズ。地ちト云モノハ、山川さんせん高下こうげ二随したがヒ物ものヲ
 生しょうゼヌト云いう理ことわりハナケレドモ、是これまた又人人ガ水田すいでん
 二ハ稻いねヲウエ、山田やまだニハ麦むぎヲ蒔まき、ソレゾレノ地ちノ
 宜よろしキ所ところヲ見計みはからヒ、ツチカヒコヤス世話せわヲヤカ
 子ねバ、五穀ごこくノ美ナル種たねト云ヘドモ、蕃殖はんしょくスルコ
 トナシ。百里千里ひゃくりせんりノ国土こくどヲ有ツト云ヘドモ、民たみス
 クナク力行ちからゆき届とどカ、荒地あれちあらた荒田おほノミ多ケレバ、民たみ
 食くフベキモノナク、木きノ根草ねくさノ葉はヲ食物たべものニス
 ルヤウニナレバ、

人の力がなければ、たくさんの財産が生まれ出てくる
 といつても役に立たない。地というものは、山や川の高
 い低いしたがって物を生み出さないという理由はないの
 ですが、これもまた、人が水田に稲を植え、山の田には
 麦をまくといった、それぞれの土地を選んで、耕して肥
 やす世話をしないと、五穀（一般に、米・麦・あわ・き
 び・豆の五種。転じて、すべての穀物）のどんな良い種
 であっても、繁殖はしない。百里千里といった広い国土
 があっても、人々が少なくて世話の力が届かずに、荒地、
 荒田ばかりが多くて、人々も食べるものがなくて、木の
 根や草の葉を食べるようになれば、

菅すげト云いテクサバノイロノ如ごとク、人人ノイロモ青あおザ
メ氣き勢せいモウスク、百人ひやくにんモ十人にんニハカケ合あわヌヤウ
ニナルコトナリ。是これヲ天てん時じヲ務つとメザレバ、財ざい生しよう
ゼズ、地ち利りヲ務つとザレバ、倉そう廩りんミタズ、野やぶ蕪こう曠こうナ
レバ、民たみスナハチ管すげストハ云い也なり。

菅すげするといつて、草葉の色のように人の色も青ざめて勢
いもなくなつて、百人いても十人に満たないようなこと
になつてしまふ。

これを、「天のめぐりあわせの時期に、それぞれなすべ
きことをしないと、財産は生まれない。土地より生まれ
出る生産物を得るように務めなければ米蔵がいっぱいに
なることはない。田畑が広くても、荒れておれば、人々
は管するといふ」のである。

上無量則民乃妄文功不禁則民乃淫不璋兩原則刑之

繁

【上量無レハ、則民乃妄ス。文巧禁セサレハ、則民乃淫ス。兩原ヲ璋カサレハ、則刑乃繁シ。】

くにおさむいうせいどたていいかみ
国ヲ治ルト云ハマヅ制度ヲ立ルト云テ、上ヨリ定メテワタシタル、ツモリ、ハツトヲ、イササカモソムクコトノナラヌヤウニスルガはじめなり
かみん心まもところ
初也。サナケレバ下民ノ心トリ守ル所ナク、おのおのおもいつき
ほういい
己々ガ思付シダイニ妄ト云テ、ムサトシタルコトヲスルヤウニナリテ、万人ハ万人ノモノズ
ばんにんばんにん
キ次第二ナルコト也。
しだいなり

【為政者に軽重をはかる目安（法度）がなければ、人々は勝手気ままになる。かぎりいつわることを禁止しなければ、人々はみだらになる。この二つの原因をふさがないと、刑罰がひんばんになる。】

国家を治めるといふのは、まず制度を立てるといって、為政者が定めた意向、法律を少しも背くことのないようにするのが第一歩である。

そうでなければ、下々の者の心を保護して守ることができず、それぞれが思いつき次第にでたらめをいい、おやみなことをするようになって、すべての人がそれぞれ好き勝手なことをするようになるのである。

刑法けいほうヲキビシク立たテ正直しょうじきヲ賞しょうシ、不律義ふりちぎナル
ヲ罰ばつシ、ウハベヲカザル風ふうヲ禁きんジ、止やメザル時ときハ、
民たみノ心淫こいんスト云いテ次第しだい第二だいにシマリナク、ガラケタ
ル風ふうトナルコト也。右みぎノ妄淫ぼういんニツノミナモトヲ
タヅヌレバ、上かみヨリツモリ定さだメヲ立たズ、時勢じせいナ
リ二人ふたりニモノズキ次第しだいヲサセテオクヨリ起おこリテ、
ソノハテハ姦佞かんねい狡猾こうかつノ民漸たみぜん々ニフエテ、サマザ
マノ悪事あくじヲモスルコトユエニ、イヤトモニシゲ
シゲ刑戮けいりくヲモセ子ねバナラヌヤウニナルコト也。

刑法を厳しくして、正直な者をほめたたえ、律儀（義理堅く、きまじめなこと）でない者を罰して、うわべを飾りたてる風潮を禁止して、それをやめないときには、人々の心をみだすといつて、次第にしまりがなくなつて、だらけた風潮になるのである。

この妄と淫の二つの原因を探すと、為政者が意向と法律を定めずに、時代の成り行きのままに人に好き勝手をさせておくことから起こっており、しまいには心がねじけて悪賢くてずるがしい人々がだんだんと増えて、さまざま悪事をするようになるので、ますますひんぱんに罰することもしなければならなくなるのである。

是これヲ上かみにはかり量たみナケレバ、民たみスナハチ妄ほうス。文巧禁
 ゼザレバ、民たみスナハチ淫いんス。両原りようげんヲフサガザレ
 バ、スナワチ刑けいシゲシトハ云いうなり也。璋しょうノ字じヲ
 本註ほんちゆうニ章しょうニ改あらためテ明あきらかニスルト見たタレドモ
 璋しょうハ音おん障しょうト通つうジテ、フサグ心こころニミルベキカ、
 障しょうハ水みずヲフセグツツミノコトニテ、ワキヘモレ
 ヌヤウニセクコト也なり。

これを、「為政者に軽重をはかる目安（法度）がなければ、人々は勝手気ままになり。かぎりいつわること禁
 止しなければ、人々はみだらになる。この二つの原因
 をふさがないと、刑罰がひんぱんになる」というのであ
 る。

璋しょうの字を書物の中の註において、章の字に改めて、明
 らかにするとしたが、璋は音が障と同じであり、ふさぐ
 心とすべきか。障は水を防ぐ堤のことで、脇に漏れない
 ようにせき止めることである。

不明鬼神則陋民不悟

【鬼神ヲ明ニセサレハ、則陋民悟ラズ。】

鬼神ヲ畏レ敬フハ、人情ノムカシヨリ習ヒ
来リタルコト也。ソレニ随テ、鬼神ノ上ニモ
大小尊卑ノ差別アルコトヲ教ヘ示シテ、貴キ
神ハキツト尊ヒマツリ、賤キ神ハ事ヲハブキ
マツリテミスレバ、ソレヨリシテ人ノ上ニモ
尊卑ノ品アリテ、賤ハ貴ニ事ヘ小ハ大ニ
随フコトヲサトリシルコト也。神トサヘ云ヘバ
人民ニ功ノアルカミモ、功ノナキ神モ一ツニウ
ヤマヒミスルトキハ、上下尊卑ノ分モハツキト、
カラヌコトニナル也。

【鬼神を明らかにしなければ、身分の低い者は、身のほ
どをわきまえることはない】

鬼神（死んだ人の靈魂）をおそれうやまうことは、人情
として、古くから習ってきたことである。それによって、
鬼神にも大きい、小さい、尊い、卑しいの差別があるこ
とを教へ示して、貴い神は嚴重にうやまいまつり、賤し
い神は内容をはぶいてまつって見せれば、そこから、人
にも尊い者、卑しい者があって、賤しい者は、貴い者に
つかえ、小さい者は大きい者にしたがうことを、くわし
くするのである。
神ときえいえば、人々に功績のある神も、功績のない
神も同じようにうやまって見せれば、上の者、下の者、
尊い者、卑しい者の区分もはっきりとわからないことに
なるのである。

是^{これ}ヲ鬼神^{きしん}ヲ明^{あきらか}ニセザレバ、陋民^{ろうみん}悟^{さと}ラズトハ
云也^{いふなり}。

これを、「鬼神（死んだ人の靈魂）を明らかにしなければ、身分の低い者は、身のほどをわきまえることはない」というのである。

不祇山川則威令不聞

【山川ヲ祇マサレハ、則威令聞ヘズ。】

山ハ雲雨ヲ出シ、川ハ潤沢ヲ施シ、民生ニ
大功アル物ナレバ、其神靈ヲツツシミ祭ルコト
ハ、人ハメグミヲウクルトコロハ、オソレタツ
トブハツト云フミチヲシラスル道也。領分ノ
山川ヲ等閑ニシテ時々ノ礼ヲ怠ル時ハ、君ノ
威モウスクナリ、令モ行ハレヌヤウニナルコト
也。

【山川の神靈をつつしみまつらなければ、君主の威光と命令を告げしらせることはできない。】

山は雲をうみだし雨をふらせ、川は水をたたえてうるおいをほどこして、人々の生活に大きなはたらきがある。だから、その神靈をうやうやしくまつることは、人はめぐみをうけることについては、その神靈をおそれ尊ぶようになるというすじみちをしらせる手段である。領内の山や川の神靈をなおざりにして、そのときそのときの祭礼をおこたるようなときには、君主の威厳もうすくなつて、命令も行なわれないようになる。

山川さんせんヲまつ祀まつルハオンガヘシノ礼れい祀まつリト云いうニツケ
テハ、君臣くんしん上下かみしも数多あまたノ役人やくにん貴賤きせんソレゾレニツツ
シミ、物ものイミシテ礼式れいしきノ衣服いふくヲ着ちやくシ、礼式れいしきノ
道具どうぐササゲ物ものヲ持もちハコビテ、嚴重げんじゆうナルツツシミ
ヲ見みスル故ゆえニ、領分りょうぶんハシバシノ民たみマデ、ソノ
嚴重げんじゆうナル儀式ぎしきヲ見聞みきかせテ、君くんノ威いノサカンナル
ヲシリ、仰出おほせいだサレトサヘ云いヘバ、フルヒウゴイ
テウケ随したがフコト也なり。是これヲ山川さんせんヲ祇つつしマザレバ、
威令いれいきこ聞いエズトハ云也いうなり。

山や川の神靈をまつることが、恩返しおんがへしの礼れいのまつりであるともいうことについては、君主きんしゅ、臣下しんかの上うへの者もの、下の者もの、数多あまたの役人やくにんの身分しんぶんの高い者もの、低い者もの、それぞれにつつしんで、身を清めて礼式れいしきの衣服いふくを着て、礼式れいしきの道具どうぐをささげもって、嚴重げんじゆうなつつしみを見せる。そうやって、領内りやうないのすみずみの人々にまで、その嚴重げんじゆうな儀式ぎしきを見聞きさせるので、君主きんしゅの威光いこうがさかんであることをして、「命令めいれいされた」とささぐれば、奮ふるい動うごいてしたがうのである。

これを、「山川さんせんの神靈かみたまをつつしみまつらなければ、君主きんしゅの威光いこうと命令めいれいを告げしらせることはできない」というのである。

不敬宗廟則民乃上控不恭祖旧則孝悌不備四維不張

国乃滅亡

そうびよう

けい

すなわちたみすなわちか

こう

そ

【宗廟ヲ敬セサレハ 則民乃上ミニ控シ祖

きゆう かつし

すなわちこうていそなわ

しいは

旧ヲ恭マサレハ 則孝悌備レス四維張レス

くにすなわちめつぼう

国乃滅亡ス】

せんぞ

みたまや

そんけい

すぎ

たま

そふしん

先祖ノ靈屋ヲ尊敬アリテ、過サリ玉フ祖父親

うつつ

いま

ごと

み

たま

ヲ現ニ在スガ如ク崇メオソレテ見セ玉フハ、

およ

しも

め

おそ

うやま

凡ソ下ニタツモノハ目ウヘヲ畏レ敬フハツト

いうおしえ

いず

ところなり

このみち

云教ノ出ル所也。シカルニ此道オロソカニシ

みたまや

たま

れい

テ靈屋ヲアガメ玉フノ礼ナホザリニナレバ、

【祖先のみたまやを尊び敬わなければ、人々はそれにな

らって為政者に反抗し、祖先以来親しくしてきた人々に

敬いつかえなければ、よく父母や目上の人につかえるこ

とを、身につけることができず、国を治めるのに必要な

四つのひかえ綱である、礼・義・廉・恥の道德を強くさ

かんにすることができないので、国はとりもなおさず滅

亡する】

祖先のみたまやを尊び敬い、亡くなってしまわれた祖

父、親をいまもおられるかのように崇拜して、おそれて

見せられることは、一般に下に立つ者が、目上の者をお

それ敬うようになるという教えが、生まれ出てくるとこ

ろなのである。ところが、このことをいいかげんにすれ

ば、

下々しもじもモオノヅカラ目上めうえヲ恐レ敬フ心こころモウスク
 ナリテ、ソノハテハ、下知げち法度はつとヲモオカシソム
 キ、下カラ上しもヘハリアヒタテガウヤウニナルコ
 ト也。なり
 サテ又上またかみニテ先祖せんぞノ法式ほうしきヲモツツシミ守リ玉たま
 ハズ、フルキヨシミヲステ玉たまヒテ、古徳ことくノ老人ろうじんヲ
 モアガメテ見セ玉みフコトナケレバ、下々しもじも親ヲイ
 トホシミ、兄あにヲウヤマウ孝悌こうていノ心こころモ自然しぜんトウス
 クナリ、彼四維かのしいノヒカヘヅナモユルビテ、
 礼義廉耻れいぎれんちノ心こころモタタズ、人ひとノ心こころタノミケレバ、国くに
 ヲタモチ守ルベキ相手あいてモナクナリテ、滅却めつきやくスル
 ヨリ外ほかハナシ。

下の者も、人りでに目上の者をおそれ敬う心もうすくな
 って、その結果、命令や法令にそむいてしたがわず、下
 から上にせりあって、そむくようになるのである。

そしてまた、為政者が、先祖の儀式のきまりをもつつし
 み守らず、古くからの交わりをすててしまわれて、ふる
 くからのすぐれた徳を身につけられた老人をも崇敬して
 みせられることがなければ、下の人々は、親を大切にし、
 年長者を敬う心も人りでなくなってしまう、国を治め
 るのに必要な礼・義・廉・恥の四つの道徳のひかえ綱も
 ゆるんでしまい、礼儀、人として守るべき正しい道理（義）、
 心が清らかで欲が少ないこと（廉）、はじめる心（恥）もも
 たないようになってしまい、他人ごとになってしまえば、
 国をたもち、守らなければならぬ人もいなくなってい
 まい、ほろびるしかない。

これ ぞうびよう けい たみ
是ヲ宗廟ヲ敬セザレバ、民スナハチ上ニ控シ、
そきゆう こうていそなわ
祖旧ヲツツシマサレバ、孝悌備ラズ、四維ハ
く に むつぼう いうなり
ラズシテ、国スナハチ滅亡ストハ云也。
これ こくよう いう ようなり ちゆう
是マデヲ国頌ト云、頌ハ容也ト註ス。容ハカ
く ん なり もの
タチト訓ズ、ナリフリノコト也。物ニハナリフ
いう
リト云モノハ、イヤトイハレヌモノニテ、治リ
く に おさまり
タル国ニハ 治タルナリフリアリ、乱レタル国
く に
ニハミダレタルナリフリアリ、此ナリヲトリシ
これ
メザレバ、国政ハ立ヌコト也。故ニ国ノナリヲ
こくせい たた なり ゆえ くに
マツトトノヘテカカルコト最初第一トス。
さいしよだいち

これを、「祖先の廟（御霊屋）みたまやを尊び敬わなければ、人々はそれにならって為政者に反抗し、祖先以来親しくしてきた人々に敬いつかえなければ、よく父母や目上の人につかえることを、身につけることができず、国を治めるのに必要な四つのひかえ綱である、礼・義・廉・恥の道徳を強くさかんにすることができないので、国はとりもなおさず滅亡する」というのである。

ここまでを、国頌という。頌は容とときあかす。容はかたちとよむ。なりふりのことである。なりふりというのは、いやだとはいえないものであって、よく治まった国には、治まった国のなりふりがあり、乱れた国には、乱れたなりふりがある、このなり（すがた）を引き締めなければ、国政は成り立たない。ですから、国のすがたを、まず整えてから、とりかかることが、はじめである。

タトヘバ人^人モ四支^{ししひやくがいぐそく}百骸^{ひやくがい}具足^{ぐそく}シタル上^{うえ}ニテ、十人^{にん}
 ナミノ動^{うご}キハタラクハナルコト也。五体^{ごたい}具足^{ぐそく}セ
 ザル人^人ニハ一人^{いちにん}前^{まえ}ノ働^{はたら}キヲサスベキヤウナシ。
 国^{くに}モ制度^{せいど}ヲ定^{さだ}メタル上^{うえ}ニテ美政^{びせい}モ行^{おこな}ハルルコ
 ト也。根本^{こんぽん}ノナリフリヲトリミダシ、出来^{でき}ナリ
 次第^{しだい}ニ治^{おさ}メテ、富国^{ふこく}安民^{あんみん}ノ道^{みち}ノ成就^{じょうじゆ}スルト云^{いう}
 コトハ聖人^{せいじん}上^{かみ}ニ在^{ぞん}ストイヘドモ決^{けつ}シテナラヌコ
 ト也。

たとえば、人も四肢（両手と両足）、百骸（多くの骨）を
 備えたうえで十人並み（普通）の動き、働きができるの
 である。からだ全体を備えていない人に、一人前の働きの
 をさせることはできない。国も制度を定めたとえで、よ
 い政治も行なわれるのである。根本のなりふりを、とり
 みだして、その場しのぎに治めても、国を豊かにして、
 人々が安心してくらせる道筋をなしとげることが、聖人
 が上に立っていたとしても、決してできない。

国有四維一維絶則傾二維絶則危三維絶則覆四維則

滅傾可正也危可安也覆可起也滅不可復錯也

【国二四維有。一維絶レハ、則 傾、二維絶レ

ハ、則 危ク、三維絶レハ、則 覆ヘリ、四維

絶レハ、則 滅ス。傾クハ正ス可シ也、危キハ

安ス可也、覆ルハ起ス可也、滅スルハ復タ錯

ク不可也】

人君ハ民ヲ以テ国ヲ守リ、人民ハ心ヲ以テ身

ヲ守ルモノ也。サレバマツ国ヲ治メ玉フ君ハ、

臣民ノ心根ヲトリカタメ玉フガ最初也。人ノ心

ヲカタルニ、四維ト云テ四ノヒカヘ綱アリ。コ

ノヒカヘヅナダニタルミナケレバ、国ヲ治ムル

二難義ナシ。

【国を治めるのに必要な礼・義・廉・恥の四本のひかえ

綱がある。そのうちの一本が切れると国は傾き、二本が

切れると国に危険がせまり、三本が切れると国はひっく

りかえる。四本がぎれてしまうと国は滅亡する。国が傾

いたときは、正さなければいけない。危険になればやす

らかにしなければいけない。ひっくりかえったら、もと

にもどさなければいけない。滅亡してしまったら、もと

にもどすことはできない。】

君主は、国民によって国を守り、国民とは心によって

身をまもる。そうであるから、まず国を治められる君主

は、人々の心の奥底をしっかりと固められるのが、最初

である。人の心を語るのに、四維といって四本のひかえ

綱がある。このひかえ綱だけでもたるといなければ、

国を治めるのにおつかしいことはない。

コノ四^{よつ}ノヒカヘヅナキレタユレバ、人^{ひと}ノ心^{こころ}ヲト
 リツナギトメラレズ、ミダレタテバ幾^{いくまん}万^{まん}ノ臣^{しん}民^{みん}
 アリトモ、人^{ひと}ナキ国^{くに}モ同^{おな}ジコト也^{なり}。但^{ただ}シ四^{よつ}ノ
 ツナ一^{ひとすじ}筋^{すじ}キルレバカタブキ、二^{ふたすじ}筋^{すじ}キルレバアブ
 ナク、三^{みすじ}筋^{すじ}キルレバクツガヘリ、四^{よすじとも}筋^{すじ}共^{とも}ニキル
 レバ滅^{めつきやく}却^{やく}ス。カタブキタル分^{ぶん}ハ、オシナホステ
 ダテモアルベシ。アブナクナリタルハ、モチコ
 タフルテダテモアルベシ。クツガヘリタルハ起^{おこ}
 シカヘステダテモアルベシ。滅^{めつきやく}却^{やく}ト云^いニ至^{いた}リテ
 ハ、又^{また}トリ立^{たつ}ベキタ子^ねモタエハツルツコト也^{なり}。

この四本のひかえ綱が切れてゆれ動けば、人の心
 をつなぎとめておくことができず、乱れれば、とても多
 くの国民がいたとしても、人りもないのとおなじであ
 る。ただし、四本のひかえ綱の一本が切ればかたむき、
 二本が切れれば危険で、三本切れればひっくり返り、四
 本ともに切れてしまえば滅亡する。かたむいたものは、
 押してなおすてだてもある。危険になったのは、もちこ
 たえる手立てもある。ひっくり返ったものを、もとも
 どす手立てもある。滅亡してしまったら、ふたたびもど
 の状態にもどすための種も絶えてしまう。

是^{これ}ヲ^{くに}国^しニ^い四^い維^いアリ。一^{いち}維^いタ^いユ^いレ^いバ^いカ^いタ^いブ^いキ、二^に維^いタ^いユ^いレ^いバ^いア^いヤ^いウ^いク、三^{さん}維^いタ^いユ^いレ^いバ^いカ^いツ^いガ^いヘ^いリ、
四^し維^いタ^いユ^いレ^いバ^いホ^いロ^いブ。カ^いタ^いブ^いク^いハ^い正^{ただ}ス^いベ^いシ。危^{あやう}ク^いハ^い安^{やすん}ズ^いベ^いシ。覆^{くつがえる}ハ^いオ^いコ^いス^いベ^いシ。滅^{ほろぶ}ハ^いマ^いタ^い錯^{おく}ベ^いカ^いラ^いズ^いト^いハ^い云^い也^い。錯^{おく}ハ^いト^いリ^いタ^いテ^いル^い心^{こころ}也^い。

これを、「国を治めるのに必要な礼・義・廉・恥の四つのひかえ綱がある。そのうちの一本が切れると国は傾き、二本が切れると国に危険がせまり、三本が切れると国はひっくりかえる。四本がきれてしまうと国は滅亡する。国が傾いたときは、直さなければいけない。危険になればやすらかにしなければいけない。ひっくりかえったら、もとにもどさなければいけない。滅亡してしまったら、ふたたびもとにもどすことはできない」というのである。錯^おくとは、とりたてる心のことである。

何謂四維一曰礼二曰義三曰廉四曰耻礼不踰節義不
自進廉不蔽惡恥不從枉

【何ヲカ四維ト謂。一ニ曰ク礼、二ニ曰ク義、三
ニ曰ク廉、四ニ曰ク耻。礼ハ節ヲ踰ヘズ、義ハ
自進マズ、廉ハ悪ヲ蔽ハズ、恥ハ枉レルニ從ハ
ズ。】

人心ヲ繋ギ止ルハ礼義廉耻ノ四ノ綱也。礼
ハ人ノ人タル作法也。井ヤト訓ズ。井ヤハ、ジ
ギノコトバニテ、人ニユヅル心也。コレ人ノ作法
ハ先己ヲヘリクダリ、人ヲ敬フヲ第一トシテ
ガマンヲハラズ、人々ヤハラギムツマジクナル
ヤウニト、上古ノ聖王天地ノカタチヲミ、人情
ヲクミハカリテ、

【国を治めるのに必要な四本のひかえ綱とは何か。その
一本めは礼、二本めは義、三本目は廉、四本めは恥であ
る。礼とは節度を越えないことであり、義とは、自分か
らしやしやりでないことであり、廉とは悪いことをおお
いかくさないことであり、恥とは、心のねじけた人には
従わないことである。】

人の心をつなぎとめるのは、礼・義・廉・恥の四本の
ひかえ綱である。礼は、人としての作法である。いやと
よむ。いやは遠慮のことばで、人にゆずる心である。こ
の人の作法というのは、まずみずからへりくだって、人
をうやまうことをいちばんとして、がまんをするのでは
なく、人々がやわらいでむつまじくなるようにと、大昔
の徳のすぐれた君主、天と地のかたちをみて、人情を思
いやって、

およそ人々 ぶんげん したがつ さほう た かみしもそんび
 凡人々ノ分限ニ随テ作法ヲ立テ、上下尊卑ノ
 したい ろうようだんじよ さべつ さだ おきたま
 次第、老幼男女ノ差別ノミダレヌヤウニ定メ置玉
 みちなり くん くん さほう しん しん さほう ふけい
 ヒシ道也。君ニハ君ノ作法、臣ニハ臣ノ作法、父兄
 ふけい さほう しいてい しいてい さほう ふうふ
 ニハ父兄ノ作法、子弟ニハ子弟ノ作法、夫婦ニハ
 ふうふ さほう ほうゆう さほう そんき そんき
 夫婦ノ作法、朋友ニハ朋友ノ作法、尊貴ニハ尊貴
 さほう ひせん ひせん さほう ろうしや ろうしや
 ノ作法、卑賤ニハ卑賤ノ作法、老者ニハ老者ノ
 さほう ようしや ようしや さほう そのたいりやく
 作法、幼者ニハ幼者ノ作法アリ。其大略ヲイハ
 くん さほう いう くん いっこく うえ くらいし
 バ、君ノ作法ト云ハ、君ハ一國ノ上ニ位シ、
 ひやくかんばんにん あたま しも いいしも てほん
 百官万人ノ頭ヲフマヘテ、下ト云下ノ手本トナ
 たま そのみ ぶんげんなり
 リ玉フガ、其身ノ分限也。

人々の身のほどにしたがって作法をもうけて、上の者と
 下の者、尊い者といやしい者の事情を、老いた者とおさ
 ない者、男と女の差別が乱れないように定めおかれた道
 理である。君主には君主の作法、家臣には家臣の作法、
 父兄には父兄の作法、子弟には子弟の作法、夫婦には夫
 婦の作法、ともだちにはともだちの作法、尊貴（きわめ
 て尊い人）には尊貴の作法、身分の低い者には身分の低
 い者の作法、老いた者には老いた者の作法、おさない者
 にはおさない者の作法がある。そのあらまは、君主の
 作法というのは、君主はその国の上の地位にいて、数多
 くの役人とすべての人の頭の上に立って、その下にいる
 者の手本となられるのが、君主としての身のほどである。

シカレバウカトシ玉ヒテ、ワレハ一番タツトキ
身分ナレバ、イカヤウニシテモヨキゾトオモヒ
アヤマリ玉ヒテ、気ママ我ママヲシ玉フ時ハ、
下ヨリ見習ヒ聞習ヒ、手本ニスベキ行作モナク
ナルコトユエニ、一番タツトキ身ナレドモ、心ヲ
トリシメ玉ヒウハモリタカブル心ナク、一人ノ
身ハトモカクモ、万民ヲ立テヤルベキコトト思
ヒ玉ヒテ、立ツモ居ルモ敬ヲ忘レ玉ハズ、視聴
言動衣服器用マデモ大事ニ心得玉ヒテ、視マジ
キコトヲ視ズ、聴マジキコトヲ聴ズ、言マジキ
コトヲ言ズ、スマジキコトヲセズ、着マジキ衣服
ヲキズ、トリアツカフマジキ器物ヲ取扱ハズ、

だから、うっかりされて、自分はいちばん尊い身分だから、どのようにしてもいいと考えちがいをされて、気ままわがままにされるときには、下の者も見習い、聞き習って、手本にすべき行ないがなくなってしまうので、いちばん尊い身分であっても、心を引き締められて、のぼせあがった心がなく、自分自身のことはともかく、すべての人々が立ち行くように思われて、いつも敬うということ忘れられず、見ることに聴くこと、言ったりすること、衣服、器物までもたいじにされて、見てはいけなことを見ず、聴いてはいけなことを聴かず、言ってはいけなことを言わず、してはいけなことをせず、着てはいけな衣服を着ず、取りあつかってはいけな器物はとりあつかわず、

下しもへ向むかヒソレゾレノ格式かくしきニタガハヌヤウニ、上かみ
ニ立たツ者ものヲ敬うやまヒ、下しもニ立たツ者ものヲイタハリ、無理むり
ナルコトノナク。トニカクニ、タカキモヒキキ
モ、ソレゾレニタテテ下くだサルルト云いうガ、君くんノ作法さほう
ナリ。臣しんノ作法さほうト云いうハ、大身だいしん小身しょうしん
君くんヨリウケタル格式かくしき分限ぶんげんヲ守まもリ、上かみノ命めいヲウケ
テ下しもへホドコシ、下しもノコトヲ取次とりつぎテ上かみへ達たつシ、
私わたくしノコトヲ次つぎニシテ公おおやけノツトメヲカカズ、
オゴラズタカブラズ、人ひとヲオシノケテ身み一分いちぶ計けい
リタタント思おもフ心こころナク、争あそヒハリ合あフ心こころヲヤメ
テ、オトナシク役目やくめヲツトムルハ臣しんノ作法さほうナリ。

下の者に対して、それぞれの格式にちがわないように、
上に立つ者を敬い、下に立つ者をいたわり、無理なこと
のないようにする。いずれにせよ、身分の高い者も低い
者も、それぞれに立ててくださるのが君主の作法である。
家臣の作法というのは、身分の高い者低い者、それぞれ
に君主から受けた格式（身分や家からの程度）と分限（身
のほど）を守り、上の者の命令を受けて下の者へ広く行
きわたらせ、下々の者のことを取り次いで、上の者に伝
え、自分自身のことはあとまわしにして、公の勤めをか
かさず、わがままなふるまいをせず、えらそうにせず、
人をおしのけて自分のことだけを考える心はなく、あら
そいあう心をやめて、おとなしく役目を勤めるのが家臣
の作法である。

親兄おやあにノ作法さほうト云ハ、親兄おやあにハ子ヤ弟こヲ下おととニタツ
 モノトテムゴクセズ、フビンヲカケ、ヨキヲ教おしへ
 悪わるキヲ誡いましメテ、子こドモ弟おととモノ立たツヤウニト
 リカフハ親兄おやあにノ作法さほう也。夫婦ふうふノ作法さほうト云ハ、夫
 ハ正ただシク、妻つまハ柔和にゅうわニ、朋友ほうゆうノ作法さほうハ人人へウソ
 イツハリナク、氣きママ氣きズイナル人人ミズナルコ
 トノナキヤウニ、尊貴そんきノ作法さほうハ尊貴そんきダケニキツ
 トシテ、下しもヲメイワクサセヌヤウニ、卑賤ひせんノ作法さほう
 ハ目上めうえノ人人へ封ふうシ、ブシツケノナキヤウニ、老ろう者しや
 ノ作法さほうハオトナシク、ヲシヘメグミ、幼よう者しやノ作法さほう
 ハイソギンニウケツカヘ、

らとって思いやりのないことをせず、かわいがって、
 よいことを教え、悪いことをいまして、子ども、弟ど
 もの立つように取り扱うのが、親・兄の作法である。夫
 婦の作法というのは、夫は正しく、妻はものやわらかに。
 友だちの作法は、人にうそをつかず、あざむかず、わが
 ままかってにふるまい、人のことを考えないことのない
 ようにする。きわめて尊い人の作法は、きわめて尊いだ
 けに、しっかりして下の者に迷惑をかけないようにする。
 身分の低い者の作法は、目上の人に対して、自由な発言
 や行ないをせず、無作法なことのないようにする。老い
 た者の作法は、おとなしく教え、めぐむこと。おさない
 者の作法は、礼儀正しくしたがること。

みぶんみぶん ぶんげん
身分身分ノ分限ヲサシコサヌヤウニツトムルガ、
にんげんかい さほう
人間界ノ作法ナリ。

さほう まも さだめ ほか で
コノ作法ヲ守リテ定ノ外ニ出ヌヤウニスレバ
人 人 まじわ もうしぶん なり
人ト人トノ交リムツマジク申分ナキコト也。

このみち まも くんしん ふし ふうふきようだい ほうゆう
此道ヲサヘ守レバ、君臣父子夫婦兄弟朋友

かみしもそん びちようよう ぶんげん めいはく
上下尊卑長幼ノ分限キツト明白ニワカレテ、

あらしそ いか うら いうわざわい しょう これ れい
争ヒ怒リ恨ムルト云 殃ヲ生セズ、是ヲ礼ハ

せつ こ いうなり
節ヲ踰エズトハ云也。

こうして身分身分のほどを越えないようにつとめるのが、人の世界の作法である。

この作法をまもって、さだめからはずれないようにすれば、人と人とのまじわりは、仲がよくて、文句をつけるところがない。

この道理さえまもれば、年長者と年少者、おとなと子ども身のほどがきちんとあきらかにわかれるから、あらそう、おこる、うらむというわざわいはおきない。

これを、礼は節度をこえないというのである。

○義ハヨロシト訓ズ。義理ヲ立ルコト也。又義方ト云テ人々ノ向フ方角ノハキトワカレ、スヂスヂノワカルル道也。右ノ礼ヲ守ルウチヨリ生ジテ、上下ニワタリ筋道ヨロシキ行也。是又君臣父子夫婦兄弟朋友ニツキタル行ニテ、時ニノゾミ事ニ従テ、イツレニモヨロシキ道ヲ聖人ノ立テオキ玉ヘル所也。人ノ善悪、能不能ヲ察シテ、善ヲ賞シ悪ヲ罰シ、能アルヲ用ヒ不能ナルヲ教ヘテ、今日ノ用ニ立テ玉フハ、上ニタツ人ノヨロシキ行也。

○義とは、よろしとよむ。義理（正しいすじ道）をたてることである。また、義方といって、人々のむかう方向がはっきりとわかれ、すじすじがわかる道理である。さきの礼をまもることからうまれて、上の者から下の者まで筋道のよい行ないである。

この義もまた、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友についての行ないであり、それぞれのとくにあたって、それぞれの事情によって、どちらにもよい道として聖人が立ておかれたものである。人のよいことと悪いこと、できることとできないことをおしはかって、善をほめたたえ、悪を罰して、能力のある者を使って、能力のない者には教えて、いま現在の役にたてられることは、上に立つ者のよい行ないである。

善ぜんヲ修おさメ悪あくヲステ、能のうヲミガキ不能ふのうヲツトメテ、
 上かみノ見出みいだシヲ待まちテアゲ、用もちヒラルルタ子ねヲ拵こしらえ
 テ待まつテイルハ、下しもニタツ人人ノ筋すじヨロシキ行也。おこないなり
 シカルニ我われト我身わがみヲテライウリテ、人人ノススメ
 ヲモマタズ、身みデ身みヲナカダチシテ、上かみヘノボ
 ラムトスルハ、下しもニタツ者ものノ宜よろシカラ又筋ナキ
 行也。おこないなり是これヲ不義ふぎト云。下しもヨロシカラザレバ上かみ
 モ宜よろシキヲ失うしなヒテ、上かみ下しもトモニ筋道すじみちヲ取違とりちがフル
 コト也。なりイカ計ばかりヨケレドモ、ヨイトアル見出みいだシ
 ヲ待まつガ義ぎト云モノナリ。

善を学んで身につけ、悪をすて、能力を高め、能力をえるように努力して、上に立つ者から見いだされるのをまち、もちいられるだけの種（生み増やすもと）をつくってまっているのが、下にいる者としての筋のいい行ないである。それなのに、自分自身をひけらかしてうりだして、人の紹介もまたずに、自分自身で自分をとりもって、上の地位にのぼろうとするのは、下に立つ者として、よくない筋のない行ないである。これを不義（人としてまもるべき道にはずれること）という。下に立つ者がよくなければ、上に立つ者もよいことをうしななって、上の者も下の者も、ともに筋道をまちがえるのである。どれほどよくっても、よい者だとみいだされるのをまつのが義というものである。

タトヘバ女おんなノイカニミメウツクシケレバトテ、
 我われコソミメヨケレバ妻つまニ持もつテクレヨト、媒なかだちナ
 シニ出ルハ不義ふぎニテ宜よろシカラズ。故ゆえニ此義このぎノ道みち
 ヲ弁わきまヘ知しレバ、我われト我われヲウリツクルヤウナル筋すじ
 ナキ行おこないヲスル人人ナシ、是これヲ義ぎハ自みづかラ進すすまズト
 ハ云也いふなり。

たとえば、女の人^{おんな}がどんなに美しいからといって、「わ
 たしこそ美しいので、妻^{つま}にもらってください」と、あい
 だに立ってはいわたしする人^{ひと}なしで、申しでてくるのは
 不義^{ふぎ}であつて、よくないことである。それゆえ、この義^ぎ
 の道理^{道理}を理解^{理解}してしれば、自分自身^{自分自身}で自分^{自分}をおしつけて
 うりだすような筋^{すじ}のない行^いないをする人^{ひと}はいない。これ
 を、「義^ぎとは、自分^{自分}からしやしやりでないこと」という
 のである。

○廉れんハカドトクンズ。人人ノ行作ぎようさニキツカリトカドノタチテ、ケナゲナルコトナリ。己おのれニアシキコトノアルヲツツミカクシテ、ヨキフリヲシテ居おルハ、サモシキコトニテカドヒシノナキ行也おこないなり。人人ハシラ子ドモ己おのガ心心ニ知しれテ居おレバ、オホヒカクスマジキト己おのれヨリシヤント、カドヲタテテカカルハ、ケナゲナル心也心なり。人人ノ貪欲どんよくト云いハ、心心ニケナゲノナクテ、ムサボリ欲よくスルヨリ、人人ヨリハ多クホシク、身みニソフマジキ財宝ざいほうヲモトリタムルコト故ゆえニ、ドンヨクナルヲ不廉ふれんトモ云也いふなり。

○廉は、かどとよむ。人のふるまいに、くつきりとかど（めりはり）をつけて、態度がしっかりしていることである。自分が悪いことをしたのに、人にしられないようにかくして、なにもなかったようにしているのは、心がいやしいことであって、角や菱のようにぴしっとしたところがない行ないである。人はしつてはいいないが、自分の心でしつておれば、つつみかくすことはいないと、自分自身がきちんとかどをたてて、明確に対応するのは、しっかりした心である。

人の非常によくばりであるということは、心がしっかりしていないからで、あきることなくほしがらるから、人よりは多くほしいし、身にそぐわない財宝をもちためようとするから、あきることなくほしがらることを、不廉というのである。

ソノキタナキ心心ノナクテ、ケナゲニ無欲むよくナルヲ
せいれんれんけつ清廉廉潔ナドトモ云也。いうなり勿論我悪事わがてヲサヘ我手
マヘヨリツツミカクサヌ心心アラバ、人人ノ邪悪じゃあくヲ
エコヒイキニユルシオクベキコトナラズ。故ゆえニ
正道せいどうナル役人やくにんヲ廉吏れんりトモ云ヒ、正道せいどうニ吟味ぎんみスル
れんさつヲ廉察れんさつストモ云ナリ。いう是これヲ廉れんハ自みずかラオホハズ
トハ云也。いうなり

そのきたない心がなくて、心がしっかりして無欲なこ
とを清廉（心や行ないが清らかで正しい）廉潔（心がき
よらかで私欲がない）などともいうのである。

もちろん、自分の悪事であっても、自分からつつみか
くさない心があれば、人の不正で悪いことを、自分の気
にいった者だけは許すといったことはしない。それだか
ら、すなおで正しい役人を廉吏ともいい、すなおで正し
く、ものごとを念入りにしらべることが廉察するともい
うのである。

これを、「廉は自分の過失をおおいかくさない」とい
うのである。

○耻ちハハヂトくん訓ズ。心こゝろニハヅカシク思おもフコト也なり。
人ひとコソシラ子ね、ニハヅカシト思おもフ人ひとナレバ、ヨ
コシマナルコトニ従したがヒ、ヘツラヒスマジキ行こう
作さヲシ、思おもマジキミレシおもヲ思おもハヌモノ也なり。
是これヲ耻はじハ枉まがレルニ従したがズトハ云也いふなり。

○耻は、はじとよむ。心にはずかしく思うことである。

人にはしられなくても、心にはずかしく思う人であれば、道理にはずれたことにしたが、い、へつらってはいけないことをし、思っではいけないあきらめのつかないことを、思わないものである。

これを、「耻は心のねじけた人にはしたがわかない」というのである。

故不踰節則上位安

【故二節ヲ踰ヘザレハ、則上位安ク、】

右ノ四維ハ上ニ立テ下ヲ教フル肝要也。国ハ

人ヲ以テ立チ、人ハ心ヲ以テタツコトナレバ、

マヅ一国ノ人心ヲ正シクトリナホサズシテハユ

カヌコト也。人心ヲ正シクスルニハ此礼義廉耻

ノ風ヲ明ニシテ、教ヘ導クヲ本トスルコト

也。此レ国ヲ治ル大切ノ大綱ヒカヘナハ也。

此四維ダニタルマ子バ、カタブキクツガヘルオ

ソレナシ。

【つまり、人々が節度をこえなければ、上の位に立つ者は安泰である。】

以上のべてきた、国を治めるのに必要な礼・義・廉・恥の四つの道徳は、為政者が人々を教えるのに、非常にたいせつなことである。

国は人がいることによってなりたち、人は心をもっているから、まず一国の人の心を正しくしなくてはなりたないのである。人の心を正しくするには、この礼・義・廉・恥の四つの教えをあきらかにして、教えてみちびくことを、根本とすることである。これは、国を治めるのにたいせつな大綱でありひかえの縄である。この国を治めるのに必要な礼・義・廉・恥の四つの道徳さえたるまなければ、国がかたむき、ひっくりかえるおそれはない。

なにゆえ
 何故いゾト云へバ、人々ぶんざい分際まもヲ守リ定さだめノ外そとニ出で
 又モノト云いうコトヲシレバ、賤いやしきガ貴とうときヲウラヤ
 ミ、下しもナルガ上かみナルヲオシノケテ、ススミノボ
 ラント思おもフ心こゝろナシ。下しもヨリ上かみヲシノギオカスノ
 所しよぎよう行いナキハ、上かみニタツ人ひとノ安しん心しんナルコトナリ。
 是これヲ故ゆえニ節せつヲコエザレバ上かみのくらいやす位い安いシトハ云也いふなり。

どうしてかといえば、人々が身のほどをわきまえ、規
 則からはずれないことをしれば、身分の低い者が、身分
 の高い者をうらやみ、下の者が上の者をおしのけてのぼ
 りあがろうと思う心がないからである。下の者が上の者
 をおしのけてまえにすすむような行ないがなければ、上
 に立つ者は安心である。

これを、「つまり、人々が節度をこえなければ、上の位
 に立つ者は安泰である」というのである。

不自進則民無巧詐

【みずか 自ラ進マザレハ、すなわちたみ 則 民巧詐無ク、】

こうさ 巧詐トハタクミイツハリ也。なり 何程己ガ善行
さいのう 才能アレバトテ、み 身ヲ身デウリイヅルハ、ふぎ 不義ナ
りこう ルコトヲシレバ、りこう 利口ヲカザリ、イツハリヲ行
人 ヒ、ふじつ 人ヲダマシスカシテ、み 身ヲ利セントスルヤ
ふう ウナル不実ナル風ハナシ。是ヲこれ 自ラみずか ススマザレ
たみこうさ 民巧詐ナシトハ云也。いふなり

【みずからすすんで前にでしゃばるようなことがなければ、人々はたくらみだますことをしない。】

巧作とは、たくらんでだますことである。どれほどか自分によい行ない、才能があるからといって、自分自身が自分を世間にひろくしらせようとすることは、碑としてまもるべき道にはずれることすれば、あたまがよいことをみせびらかし、あざむき、人をだましてしらんかおして、自分に利益があるようにする不誠実な風潮はなくなる。これを、「みずからすすんで前にでしゃばるようなことがなければ、人々はたくらみだますことをしない」というのである。

不蔽悪則行自全

【悪ヲ蔽ハザレハ、則行自全ク、】

我アシキコトヲ、我トカクシツツムマジキト
云フケナゲナル心アレバ、自然ト行作ヲツツシ
ミテ、ケガレタルコトヲスル人ナク、人々ソレ
ゾレニ廉ガ見エテ、シヤント正シクナルコトナ
リ。

是ヲ悪ヲオホハザレバ行自ラ全トハ
云也。

【人々が自分の過失をかくさなければ、すべての行動は、自然に完全となってた正しくなる。】

自分のしたことを、自分でかくしこんでしまわないし
っかりした心があれば、自然と行ないをつつしんで、悪
いことをする人もなく、人々それぞれに廉（かど・きち
んとしたしまり）がみえて、きっぱりと正しくなるので
ある。

これを、「人々が自分の過失をかくさなければ、すべての
の行動は、自然に完全となって正しくなる」というの
である。

不從枉則邪事不生

【枉まがレルニ從したがハザレハ、則すなわち邪事じやじしやう生しやうゼズ。

ヨコシマナルコトニシタガフハ、ハヂヲワス
レ利りヲムサボル故也。人ひとコソシラ、子我ねわが心こころニハ
ヅカシト思おも心こころナレバ、人ひとノマガリタルニ從したがフ
コトナシ。マシテ我われマガリタルコトヲ仕出しだスベ
キヤウナシ。是これヲ枉まがレルニ從したがガハザレバ、邪事じやじ
生しやうゼズトハ云也。是これマデハ四維ししいヲ專もつニ説ときタ
リ。右みぎノ四維ししいハイヅレモ上かみノ教おしえニアルコトニテ、
国くにヲ治おさメ人ひとハマズ此この四維ししいヲ丈夫じやうぶニ教おしヘ導みちびク
ベキコト也。なり

【心のねじけた人にしたがわなければ、不正はおこらな
い。】

道理にはずれたことにしたがうのは、恥をわすれ、利
益をあきることなくほしがるからである。他人はしらな
くつても、自分の心にはずかしいと思う心があれば、人
の正しくないことにしたがうことはしない。なおさら、
自分から不正をしない。これを、「心のねじけた人にした
がわなければ、不正はおこらない」というのである。

ここまでは、四維（国を治めるのに必要な礼・義・廉・
恥の四つの道徳）をひたすらといてきた。この四維は、
みな上位にある者の教えにあることで、国を治める人は、
まずこの四維を確実に教えみちびかなければならないの
である。

四維トハイヘドモ、礼義ノ二維ヲ父母トシテ、
 廉耻ノ二維ヲ産スルコト也。礼義トハイヘド礼
 ヲ夫トス。礼ノ夫アレバ義ノ妻来ル。然レバ
 マヅ礼制ヲ嚴ニ立ルコト、最初第一ノ教ト
 知ルベシ。父母ヨリ子ヲ生ジ、子ヨリ孫ヒコヤ
 シハゴヲ生ズル如ク、此四ノ教ヘヲ立ルコト
 八人ノ百行ヲウミ出ス本ナレバ、政ヲスル
 根元也。

四維とはいっても、礼と義の二つの綱を父母として、
 廉と恥の二つの綱がうまれるのである。礼と義といつて
 も、礼を夫とする。礼の夫があれば、義の妻がやってく
 る。だからまず、礼制を嚴重にたてるのが、いちばん
 はじめの教えであるとしらなければならぬ。父母より
 子が生まれ、子より孫、ひまご、やしゃごがうまれるよ
 うに、この四つの教えをたてることは、人のあらゆる行
 ないをうみだすものであるから、政治を行なう根本であ
 る。

政之所興在順民心政之所廢在逆民心

【政之興ル所ハ、民心ニ順フニ在リ。政之

廢ル所ハ、民心ニ逆フニ在リ。】

政ト云ハ、君大夫士上ニ立テ下万民ヲトリ

サバクオキテ也。下ヲトリサバクオキテト云ハ、

マヅ人情ニ従ヒ無理ナルコトノナキヤウニ、

イツクマデモ道理ヲ立テトリアツカフコト也。

人ハ貴賤賢愚ノ差別ナク、ウレシキコトニハ喜

ビ従ヒ、イヤナルコトニハソムキモトル。

【政治をきちんと行なうためには、人々の心にしたがうことである。政治がすたれるのは、人々の心にさからうからである。】

政治というのは、君主、家老、諸士が上に立って下のすべての人をとりさばく決まりである。下の者をとりさばく決まりというのは、まず人情にしたがって無理なことのないように、どこまでも道理を立ててとりあつかうことである。

人は、身分の高い者、低い者、かしこい者、おろかな者の差別なく、うれしいことはよろこんでしたが、いやなことには背中をおける。

是計こればかりハ万人ばんにんいちじょう一情いちじょうニテ、如何いかナル賢知けんちノ君上くんじょう
たちたま
 二立玉にたちたまヘバトテ、コノ人情にんじょうヲヤブリテ、上かみノ
いせい 威勢もつヲ以テ下しもヲムリニオシツケ置ト云ハナキコ
なり ト也。ムカシ堯舜ぎょうしゆんノ政まつりごとニハ一天いつてん四海しかいノ
ふくじゆう 服従ふくじゆうシタルト云モ、人情にんじょうニサカラヒタルオキ
ゆえなり テノナキ故也。是これヲ政まつりごとノ興ル所おこハ民心みんしんニ
したが 従まつりごとフニアリ。政まつりごとノスタルトコロハ、民心みんしんニ
いふなり サカウニアリトハ云也。

これだけは、すべての人がおなじ気もちで、どんなにか
 しこくて知恵のある君主が立たれたとしても、この人の
 心をないがしろにして、上の者の威勢によって、下の者
 を無理におしつけておくということではできないのである。
 おかし堯舜の政治には、全世界が付きしたがったとい
 うのも、人の自然な心のうごきにさからう定めがなかつ
 たからである。

これを、「政治をきちんに行なうためには、人々の心に
 したがうことである。政治がすたれるのは、人々の心に
 さからうからである」というのである。

民悪憂勞我佚楽之民悪貧賤我富貴之民悪危墜

我存安之民悪滅絶我生育之

【民ハ憂勞ヲ悪ム、我レ之ヲ佚楽セシム。民ハ貧賤ヲ悪ム、我レ之ヲ富貴ニス。民ハ危墜ヲ悪ム、我レ之ヲ存安ス。民ハ滅絶ヲ悪ム、我レ之ヲ生育ス。】

政 ヲ司トル人ヲ執柄ト云フ。柄ハエト訓ズ。太刀刀ノツカノコト也。タトヘバ太刀刀ノ柄ヲ握リタル人ハ、打モ切モ突モ心ノママ也。

【人々は苦勞をきらうから、君主は人々を思い残すことなく気ままに遊び楽しませる。人々はまずしい生活をきらうから、君主は思い残すところなく人々をゆたかにする。人々は危険なめにあうことをきらうから、君主は思い残すところなく人々をやすらかにする。人々はほろびたえることをきらうから、君主は思い残すところなく人々が生み育てることができるようにする】

政治を担当する人を執柄という。柄は「え」とよむ。長い刀や剣、大刀の柄のことである。たとえば、長い刀や剣、大刀の柄をにぎった人は、打つ、切る、突くも思う存分にできる。

このえにぎにぎうち
 此柄ヲ握リテ打テヨキハ打チ、切テヨキハ切り、
 つきつまつりごと
 突テヨキハ突ク。政ヲトル人ハ万事ノツカヲ
 ばんみん
 ニギリテ万民ヲトリサバク故ニ、執柄トハ云ナ
 り。此柄ニ六柄ト云コトアリ、六柄トハ生殺貧
 ぶきせんむえかみえ
 富貴賤ノ六ツノ柄ナリ。上ニ柄ヲニギリタル故
 人いかころとまとうと
 二人ヲ生スモ殺スモ、富シムルモ貴クスルモ、
 まず
 貧シクスルモ賤シクスルモ、上ノ心ママ也。

この柄をにぎって、打ったほうがいいときには打ち、切
 ったほうがいいときには切り、突いたほうがいいときには
 は突く。政治を行なう人は、すべてのことの柄を握って
 人々をとりあつかうので、執柄というのである。

この柄に六つの柄というのがあつた。六つの柄とは、生
 殺（生かすことと殺すこと）、貧富（まずしいことと富ん
 でいること）、貴賤（身分の高い者と低い者）、の六つの
 柄のことである。

上の者が柄をにぎっているので、人を生かすも殺すも、
 豊かにするのも、身分を高くするのも、まずしくするの
 も、身分を低くするのも、上に立つ者の思いどおりにで
 きる。

シカシ心^{こころ}ママナレバトテ心^{こころ}ママニスル時^{とき}ハ、人^{ひと}
情^{じやう}ニモトリサカラヒテ^{まつりごと} 政^{まつりごと} モタズ、国^{くに}モ乱^{みだ}
レヤブレテ、ハテハテハ我^{われ}握^{にぎ}リタル柄^えヲ人^{ひと}ニウ
バヒ握^{にぎ}ラレテ、滅^{めつ}亡^{ぼう}スルコト也^{なり}。
サレバ柄^えヲニギル君^{くん}大夫^{たいふ}ハ、仁^{じん}ト云^い徳^{とく}ヲ目^め当^{あて}ニ
シテ行^{おこな}フコトナリ。仁^{じん}トハ人^{ひと}ヲフビ^{おも}ニ思^{おも}フガ
本^{もと}ニテ、人^{ひと}ノウレシクナツカシク思^{おも}ヒツクヤウ
ニスルコトナリ。上^{かみ}ニ立^{たち}テ尊^とキ身^み分^{ぶん}ナレドモ、
我^{わが}身^み勝^か手^てヲヤメ、人^{ひと}ヲタテテヤリタク思^{おも}フコト
也^{なり}。コノ心^{こころ}ヲ忠^{ちゆう}恕^{じよ}ト云^いテ仁^{じん}ノ行^{おこな}ハルル本^{もと}也^{なり}。

しかし、思ったとおりになるからといって、思いどおり
にするときには、他人への思いやりにそむき、はむかう
ことになって、政治は成り立たず、国も乱れこわれて、
はてさて、自分がにぎっていた柄を人にうばわれにぎら
れて、ほろびることになる。

だから柄をにぎる君主、家老は、「仁」という徳を目標
として行なうことである。仁というのは、人をかわいそ
うだと思ふのが根本であって、人がうれしくなつかしく
思ふようにすることである。

上に立って尊い身分ではあるけれども、他人のことは
かまわないで、自分だけに都合がよいように考えて行動
することをやめて、人を立ててやりたいと思うことであ
る。この心を「忠恕」といって、仁の行なわれる根本で
ある。

忠ちゆうハマメト訓くんジ、怒じよハハカルト訓くんズ、人人ノ上うえヲ
 我身わがみノ上うえニツミテ、マメヤカニオモヒヤリヲツ
 ヨクスルコト也。なりコノ道みちヲ行おこなヘバスナハチ仁じんナ
 リ、上かみヨリ下しもヘ向むかフ向むかヒカタハ、サマザマナレ
 ドモ、オシナラシテ人人ヲフビンニ思おもヒ、我身わがみヲ
 ツメテモ人人ヲアンドサセタク思おもフハ仁じんノ行おこなヒ
 カタ也。なり然しかレバ民たみハ万人ばんにんガ万人ばんにん、心こころウキコト
 ト身みニ骨ほねノヲレルコトハイヤガルモノ故ゆえニ、上かみ
 ノカゲニテ何卒なにとぞ下しもヲウキメニモアハセマジ、ホ
 子ねヲリヲモサセマジト云いうガ上かみノ目当めあて也。マヅシ
 クイヤシキハ、万人ばんにんガ万人ばんにんキラヒナルモノ也。なり
 故ゆえニ、何卒なにとぞトマセタク、タツトクシテクラサセ
 タク思おもフが目当めあて也。なり

忠とは「まめ」とよみ、怒は「はかる」とよむ。人の
 ことを自分のことと思ひ、本気でその人の身になって考
 えつくすことである。この道理を行なえば、とりもなお
 さず仁である。上から下へのおかいかたは、いろいろで
 あるけれども、おしなはして、人をかわいそうにに思ひ、
 自分自身をきりつめても、人を安心させたいと思ふこと
 は、仁の行ないかたである。だから、すべての人が心を
 なやますこと、骨のおれることをいやがるものだから、
 上に立つ者でなんとかして、下の者をつらいめにあわせ
 ない、骨のおれることもさせない、というのが、上の者
 の目標である。

貧しくて、みすばらしいことは、誰もがきらいなこと
 である。そうだから、なんとかして豊かにし、身分を高
 くして、人間らしく暮らさせたく思うのが目標である。

アブナキコトハ万人ばんにんガ万人ばんにんイヤガルモノ故ゆえニ、
 何卒なにとぞヤスクシテヤリタイト云いうガ目当めあてナリ。死しにタ
 ユル八万人ばんにんガ万人ばんにんキラフコト故ゆえニ、何卒なにとぞ活テソ
 ダツヤウニト云いうガ目当めあて也。但ただシ民たみヲ樂らくニセント
 テ、上かみニトリツカハズニオクコトニアラズ。
 トリツカヘドモ、何卒なにとぞツカハズシテスム場ばニイ
 ザナハント云いう真実しんじつヲ忘わすレヌコト也。富貴ふうきニセン
 トテ人々ひと々ニ爵禄しゃくろくヲアタフルコトニアラズ。下しもハ
 下しもダケニ貴賤きせんアルモノ也。タトヘバ主従しゅじゆうクラ
 スモノハ主しゅハ貴とク従者じゆうしやハイヤシ。

あぶないことは、だれもがいやがるものだから、なんと
 かけて、安心させてやりたいということが目標である。
 死にたえることは、だれもがきらうことだから、なんと
 かけて生きて育つようにすることが目標である。ただし、
 人々を楽にしようとして、為政者がとりあつかわずにお
 くことではない。とりあつかって使うけれども、なんと
 かけて使わないですむところへ、いざなっていくという
 真理をわすれないことである。金もちで、かつ身分の高
 い者にしようとして、人々に爵位と俸禄をあたえること
 ではない。下の者は、下の者なりに、身分の高い低いが
 ある。たとえば、主人と従者で暮らす者は、主人は身分
 が高く、従者は身分が低い。

貧ニナレバキノフノ主ガケフノ從者ニナルコ
トユエニ、主ハ主デタチ、下人ハ下人デタツヤ
ウニト云真実ヲタテニスルコト也。安クセント
テアブナキコトヲ一切セズシテハ、上ハタタヌ
コトナレバ、今危キメヲサスルハ、後ニ安クナ
ル為ト云、主意ヲタテニスルコト也。滅絶サセ
マジキトテ、罪アル者ヲモユルシオクコトニア
ラズ。
アシキヲコロスハ、ヨキヲイカシフヤサン為ト
云真実ヲタテニスルコト也。トニカクニ下ノキ
ラフコトヲヤメ、スクコトヲスルト云目当ヲタ
ガヘヌ 政ヲ行フコト也。

まずしくなれば、昨日は主人であったが、今日は從者になつてしまふので、主人は主人として立ち、下人は下人として立つという真理を楯（身を守る防具）にすることである。

安全にということ、あぶないことをなにもさせないのでは、為政者の立場がないので、いまあぶないことをさせるのは、あとを安全にするためであるという主旨を楯にすることである。ほろぼしてしまふことをしないからといって、罪をおかした者をもゆるすことではない。悪い人を殺すというのは、よい人を生かしてふやそうとすることである。とにかく、下の者のきらいのことをやめて、好むことをするという目標にそむかない政治を行なうことである。

是^{これ}ヲ^{たみ}民^{たみ}ハ^{ゆうろう}憂^{ゆう}勞^{ろう}ヲ^ニクム、^{われこれ}我^{われ}是^{これ}ヲ^{いつらく}佚^{いつ}樂^{らく}セシム。民^{たみ}
ハ^{ひんせん}貧^{ひん}賤^{せん}ヲ^{にく}惡^{にく}ム、^{われこれ}我^{われ}是^{これ}ヲ^{ふうき}富^{ふう}貴^きニス。民^{たみ}ハ^{きつい}危^き墜^{つい}ヲ^ニ
クム、^{われこれ}我^{われ}是^{これ}ヲ^{そんあん}存^{そん}安^{あん}ス。民^{たみ}ハ^{めつぜつ}滅^{めつ}絶^{ぜつ}ヲ^ニクム、^{われこれ}我^{われ}是^{これ}
ヲ^{せいいく}生^{せい}育^{いく}ストハ云^{いう}也^{なり}。

これを、「人々は苦勞をきらうから、君主は人々を思い残すことなく気ままに遊び楽しませる。人々はまずしい生活をきらうから、君主は思い残すところなく人々をゆたかにする。人々は危険なめにあうことをきらうから、君主は思い残すところなく人々をやすらかにする。人々はほろびたえることをきらうから、君主は思い残すところなく人々が生み育てることができるようにする」というのである。

能佚樂之則民為之憂勞能富貴之則民為之貧賤

能存安之則民為之危墜能生育之則民為之滅絕

【能ク之ヲ佚樂スレハ、則 民之力為メニ憂勞ス。

能ク之ヲ富貴ニスレハ、則 民之力為メニ貧賤ス。

能ク之ヲ存安スレハ、則 民之力為メニ危墜ス。

能ク之ヲ生育スレハ 則 民之力為メニ滅絶ス】

【人々を、思いのこすところなく気ままに遊び楽しませ

れば、人々は君主のためには苦勞をいとわなくなる。人々

を、思いのこすところなく豊かにすれば、人々は君主の

ためには、まずしい生活をいとわなくなる。人々を、思

いのこすところなくやすらかにすれば、人々は君主のた

めには、あぶないめにあうことをいとわなくなる。人々

を、思いのこすところなく、生み育てることができるよう

にすれば、人々は、君主のためには、ほろび絶えるこ

とをいとわなくなる。】

人情ハ相見にんじょう あいみ 互ナルモノニテ、上ヨリ楽あいま(ママ) たがい
 ニシテヤリタイト云仕向ケニナレバ、下モツラいしむ
 イコトヲイヤガラヌ心ニナリ、上ヨリ富貴ニシ心
 テヤリタイト云仕向ケニナレバ、下モ貧賤ハウいしむ
 ラミニ思ハヌ心ニナリ、上ヨリヤスクシテヤリおも
 タイト云仕向ケニナレバ、下モアブナイ目ヲモいしむ
 イトハヌ心ニナリ、上ヨリソダテテヤリタイト心
 云仕向ケニナレバ、下ハ死ンデモ上ノタメニナいしむ
 リタイト云心ニナルコト也。いしむ

人情は、おたがいが助けあうものであって、為政者か
 ら楽にしてやりたいという扱いになれば、人々もつらい
 ことをいやがらない心もちになる。為政者から豊かにし
 たいという扱いになれば、人々もまずしい生活を不満に
 思わない心もちになる。為政者からやすらかにしてやり
 たいという扱いになれば、人々もあぶないめにあうこと
 もいとわなくなる。為政者から生み育てることができ
 るようにしてやりたいという扱いになれば、人々は死んで
 も為政者のためになりたいという心もちになるのである。

タトヘバ一手ノ大将我一人ハ打死シテモ、士
卒ヲ打セマジト云心ナレバ、士卒ハ皆死デモ大
将ヲ打セヌ氣ニナリ、大将ハ人先ニニゲテ、
士卒ニ防ギ矢ヲ射ヨト云心ナレバ、士卒モ我先
ニトオチ行コト人情ノ歴然也。
易ニ悦テ以民ヲ使ヘハ、民其勞ヲ忘レ悦
テ、以難ヲ犯セハ民其死ヲ忘ルト云コトアリ。
民ノ心ノウレシキヤウニシオキラスレバ、民ハ
死デナリトモ恩ヲ報ジタク思フモノ也。

たとえば、一隊の大將が、自分一人は戦死しても、兵士は戦死させないという心もちであれば、兵士は全員が戦死してでも、大將は戦死させない気もちになり、大將が人よりさきに逃げだして、兵士に防ぐ矢を射させるといふ心もちであれば、兵士もわれさきに逃げていくのが人情のまぎれもなくはつきりしているさまである。『易经』に、「よろこんで人々の先頭に立って行動すれば、したがう人々は、その苦勞をわすれる。よろこんで困難をのりこえて行動すれば、人々は死をわすれる」という。人々の心がうれしくなるように処置をすれば、人々は死んでも恩におくいたく思うものである。だから、人々の心がうれしくなるように処置をすれば、人々は死んでも恩におくいたく思うものである。

是^{これ}ヲ能^よク之^{これ}ヲ佚^{いつらく}樂^{らく}スレバ、民^{たみ}之^{これ}ガ為^{ため}ニ憂^{ゆう}勞^{ろう}シ、
能^よク之^{これ}ヲ富^{ふう}貴^きニスレバ、民^{たみ}之^{これ}ガ為^{ため}ニ貧^{ひん}賤^{せん}シ、能^よ
ク之^{これ}ヲ存^{ぞん}安^{あん}スレバ、民^{たみ}之^{これ}ガ為^{ため}ニ危^き墜^{つい}シ、能^よク之^{これ}
ヲ生^{せい}育^{いく}スレバ、民^{たみ}之^{これ}ガ為^{ため}ニ滅^{めつ}絶^{ぜつ}ストハ云^{いう}也^{なり}。

これを、「人々を、思いのこすところなく気ままに遊び
楽しませれば、人々は君主のためには苦勞をいとわなく
なる。人々を、思いのこすところなく豊かにすれば、人々
は君主のためには、まずしい生活をいとわなくなる。人々
を、思いのこすところなくやすらかにすれば、人々は君
主のためには、あぶないめにあうことをいとわなくなる。
人々を、思いのこすところなく、生み育てるようにこと
ができるようにすれば、人々は、君主のためには、ほろ
び絶えることをいとわなくなる」というのである。

故刑罰不足以畏其意殺戮不足以服其心

【故二刑罰以其意ヲ畏シムルニ足ラズ、殺戮
以其心ヲ服スルニ足ラズ。】

ソレユエ上ノ掟ニ従ガハヌモノハ、刑罰ノ
法ヲ以テ殺戮スルトバカリニテハ、刑罰ハイカ
ニモオソロシキイヤナルモノナレドモ、アナガ
チニオゾオソレヌ心ニナル也。人情ハオソロシ
キヨリハアリガタキガツヨク、イヤナヨリハウ
レシキガツヨキモノニテ、タカガ死スルマデト
ステ鞭ヲウツヤウ二人情ガナリテハ、刑戮デ
ハフセギトドメラレヌモノ也。

【このようなわけで、刑罰によって人々の心を恐れさせることはできず、死刑によって人々の心をしたがわせることはできないのである。】

だから、為政者の掟にしたがわない者は、刑罰の法による残忍な方法で、多くの人を殺すというばかりでは、刑罰はたしかに恐ろしくていやなものではあるけれども、身勝手に、こわがり恐れない心になるのである。人情は、恐ろしいことよりも、ありがたいほうが強く、いやなことよりもうれしいことのほうが強いものであって、たかが死ぬだけだと、馬にのってにげるときに、馬の尻を打つムチのように、他人への思いやりがなくては、死刑に処することでは、ふせぎとめることはできない。

これ これ 故 ゆえ ニ 刑罰 けいばつ 以テ もつ 其意 そのい ヲ 畏 おそれ レシムルニタラズ、
戮 りくもつ 以テ その心 其心 ふく ヲ 服スルニタラズトハ云也。
いふなり

これを、「このようなわけで、刑罰によって人々の心を
恐れさせることはできず、死刑によって人々の心をした
がわせることはできないのである」というのである。

故刑罰繁而意不恐則令不行矣殺戮衆而心不服

則上位危矣

【故二刑罰繁シテ意恐レザルハ、則令行ハ
レズ。殺戮衆ヲシテ心服セザレバ、則上位
危シ。】

オソロシキコトモフダンニ慣ヘバ、アマリオ
ソロシカラヌハ自然也。タトヘバ太刀刀ハ忽
チ二人ヲ殺ス道具ナレドモ、是ヲサヤニヲサメ
テマサカノ時ナラデハ、抜キハナサヌ物ユエニ
太刀刀ノ威モアルコト也。

【したがって、刑罰が頻繁に行なわれて、人々の心が、それを恐れなければ、命令は行なわれず、死刑が頻繁に行なわれて、人々が服従しなければ、上の位にある者はあやういことになる。】

恐ろしいことも、ふだんになれてしまえば、あまり恐ろしくなくなるのは自然のことである。たとえば、太刀・刀はすぐに人を殺す道具ではあるけれども、これを鞘におさめておいて、まさかのときでなければ抜かないものであるから、太刀・刀の威力もあるのである。

コレモ常^{つね}ニ太刀^{たち}ヲヌキ放^{はな}シ、ヒラヒラヒラメ
カシ肩^{かた}ニカツギテ居^おル物^{もの}ナラバ、サマデオソロ
シカルマジキ也^{なり}。五十目^{めひやくめ}百目^{てっぽう}ノ鉄砲^{てっぽう}ハキクモノ
ヲ消^けスホドノ響^{ひびき}ナレドモ、鉄砲^{てっぽう}ケイコ場^ばノ傍^{そば}ニ
住^すム人^{なり}ハイツ鳴^{なり}タルヤラ氣^きモツカヌヤウニナル
ハ聞^きナレタル故^{ゆえなり}也^{くに}。国^{くに}ノ刑戮^{けいりく}モヲリヲリシゲシ
ゲニテ、サマデモナキコトモトガメトガメト云^いフ
時^{とき}ハ、人心^{じんしん}モフトクナリテオソレツツシミモウ
スク、上^{かみ}ヨリキビシクフレ流^{なが}シテモ、又^{また}例^{れい}ノコ
トヨト云^いフ心^{こころ}ニナル。

これも、いつも太刀・刀をぬいて、ひらひらとひらめかして、肩にかついでいるならば、それほど恐ろしいものではない。

五十目、百目の鉄砲は、その音を聞く者は肝をひやすほどのひびきであるが、鉄砲稽古場のそばに住む人が、いつ鳴ったのかも気がつかないようになるのは、聞きなれるからである。

国家の死刑も、ときどきたびたびにあつて、それほどでもないことであっても、その罪をせめつけられているようなときには、人々の氣もちもふとくなくて、恐れつつしむこともうすくなって、為政者がきびしくふれまわっても、またいつものことよという氣もちになる。

下知げちニソムキタルハトテ出カカリ次第しだい二人ヲ殺ころ
セバ、無理無法ナルコトトノミイカリウラミテ、
身みノアツイニハコタヘラレズ、我人同意われんどうい一味シ
テ、上かみニ敵こタフ。一機謀叛いつきむほんハ是ガ本也これもとなり。サレバ
威勢計いせいげかリツヨクシテ恩信おんしんノナキハ、上うえニ立ツ人た
ホドアブナクナル也なり。是ヲ故これゆえニ刑罰けいばつシゲクシテ
意オソレザレバ、令行れいおこなハレズ。殺戮衆さつりくしゅうヲシテ
心服しんぷくセザレバ、上位危じょういあやうシトハ云也いふなり。

命令にそむいたからといって、手当たり次第に人を殺せば、道理にはずれたことばかりと、おこりうらんで、感情のたかまりをおさえられずに、みんなおなじ考えの一団となって、為政者に敵対する。たくらみをおなじくして為政者にさからうのは、これが本なのである。だから、人を恐れさせてしたがわせるカばかりを強くして、なまけ深く誠がないのは、上に立つ人ほどあぶなくなるのである。

これを、「したがって、刑罰が頻繁におこなわれて、人々の心が、それを恐れなければ、命令は行なわれず、死刑が頻繁に行なわれて、人々が服従しなければ、上の位にある者はあやういことになる」というのである。

故從其四欲則遠者自親行其四惡則近者叛之

【故二其ノ四欲ニ從へバ、遠キ者自ラ親ミ、其四惡ヲ行へバ、近キ者之ニ叛ク。】

右ノ通り故ニ、政ヲスルト云ハマツ下ノ

欲シ願フ道ヲ行ヒ、惡ミキラフミチヲヤムル

コト也。民ノ欲スル道ハ四欲ト云テ、佚樂富貴

存安生育ノ四ハ万人ノ願フ所也。此願ノタツ

ヤウニト云目当ナレバ自國ノ民ハ云ニ及バズ、

他所他國ノ人モ来リシタシムコト必然ノ道也。

【すなわち、人々が欲する四つのものにしたがう政治を

行なえば、遠くにいる人々も自分から積極的に君主に親しむようになる。人々がにくみきらう四つのものにしたがう政治を行なえば、近くににいる人々も君主にそむいてはなれていってしまう。】

右のとおりであるから、政治をするということとは、まず下の者がほしがり、願うことを行ない、にくみきらうことをやめることである。人々のほしがることは、四つの欲といって、佚樂（気ままにあそび楽しむこと）、富貴（金もちで、かつ地位や身分が高いこと）、存安（安心を保つこと）、生育（生み育てること）の四つは、すべての人が願うことである。この願いが行なわれることが、目標であれば、自国の人々はいうまでもなく、他所他国の人もやってくるということが、決まったすじみちである。

民たみノキラフ道みちハ四し悪あくトテ、憂ゆう勞ろう貧ひん賤せん危き墜つ滅めつ絶ぜつノ
 四よつツハ万人ばんにんキラフ所ところ也なり。コノキラヒナル 政まつりごと
 ヲ行おこなヘバ、遠おん国ごくハ云いうニ及およバズ自じ国こく近きん隣りんノ民たみモ
 背そむキハナルルコト、是これ又また必ひつ然ぜんノ道みち也なり。是これヲ故ゆえニ
 其その四えい欲よくニ従したがヘバ遠とお者きもの自みラ親したミ、其その四し悪あくヲ
 行おこなヘバ近ちか者きもの之これニ叛そむクトハ云いう也なり。

人々のきらうことは、四つの悪といって、憂勞（苦勞す
 ること）、貧賤（まずしい生活）、危墜（あぶないめにあ
 うこと）、滅絶（ほろびたえること）の四つは、すべての
 人がきらうものである。このきらいな政治を行なえば、
 遠いところの国はいうまでもなく、自国やとなりあった
 ごく近いところの人々も、背をむけてはなれていくのが、
 これまた決まったすじみちである。
 これを、「すなわち、人々が欲する四つのものにしたがう
 政治を行なえば、遠くにいる人々も自分から積極的に君
 主に親しむようになる。人々がにくみきらう四つのもの
 にしたがう政治を行なえば、近くににいる人々も君主にそ
 ろいてはなれていってしまう」というのである。

故知予之為取者政之宝也

【故ニ予フルガ取ナルコトヲ知ルハ、政ノ宝也ト云也。】

人情ハ相互ニテ、フビンガレバイトホシガ
ル、イタハレバホ子ヲリヲモイトハズ、ムゴク
スレバニクガル、アタレバウラミソムクコト、
此方ヨリノ仕向次第ナルモノナレバ、下ヨリ忠
敬ノ奉公ヲ上ヘトリタク思フ時ハ、マツ上ヨリ
慈愛ノ恩ヲアタフルコトガ始也。ヤルハトルノ
本ト云コトヲ能シルコト 政ノ極意也。

【だから、「与えることが取ることになる」ということを
しるのが、政治の宝というのである。】

人の自然な心の動きは、お互いであって、かわいがれ
ばだいに思い、たいせつに世話をすれば苦勞すること
もいやがらず、だいに思い。思いやりのないことをす
れば憎み、つらくあたれば、うらんでそむくことは、こ
ちらからの人への対しかたのなりゆきであるので、下の
者が忠実でつつしみ深く仕えることを、上の者にしたい
と思うようにするには、まず上の者から、親が自分のこ
どもに対するような深い愛のめぐみを与えることがはじ
めである。

与えるは取るのもとであるということ、よくしるこ
とが政治の最も大切なところである。

是これヲ故ゆえニ予あたフルガ取とるナルコトヲ知しルハ、政まつりごとノ
宝たからなり也いふなりト云也。

是これマデヲ四順しじゆんト云。政まつりごとハトニカクニ人情にんじようニ
順したがフヤウニスルヨリ上うえハナシ。上うえノ四順しじゆんニ従したが
ヒ四悪しをヲシカケヌコト也なり。

これを、「だから、与えることが取ることになるとい
ことをしるのが、政治の宝といっているのである」。

ここまです、四順（人々の欲する四つの願いである、
佚楽・富貴・存安・生育に順応する政治）という。政治
は、いずれにせよ、人情にしたがうようにするより上は
ない。この四順にしたがって、四悪（憂勞・貧賤・危墜・
滅絶）を仕向けないことである。

錯国於不傾之地積於不涸之倉蔵於不竭之府下令於
流水之原使民於不爭之官明必死之路開必得之門不
為不可成不求不可得不死不可久不行不可復

【国ヲ不傾ノ之地ニ錯キ、不涸ノ之倉ニ積ミ、
不竭ノ之府ニ蔵シテ、令ヲ流水ノ原ニ下シ、民ヲ
不爭ノ之官ニ使ヒ、必死ノ路ヲ明ニシ、必得ノ
門ヲ開キ、成スベカラザルコトヲ為サズ、得ルベ
カラザルコトヲ求メズ、久スベカラザルニ処ラ
ズ、復スベカラザルヲ行ハズ。】

【国を傾くことのない土地におき、食糧を尽きることのない倉に積み、財宝を尽きることのない府（くら）にしまいこみ、命令を水が流れる平野に下すようにゆきわたらせ、悪いことをすれば死刑になる道筋を明らかにし、よいことをすれば幸せになり、自分の得になることを知らせ、実現のできないことはしない、求めても得られないことは求めず、仕直しのできないことは行なわない。】

国君こつくんノ身みノ上うえニアグミタルコト十一ヶ條じようア
 リ。マヅ国くにト云いうモノハ元祖がんそぎよう業はじヲ始さんメテ山川せんせん
 地勢ちせいヲ審つまびらかニシ、四封しほうノ要害ようがいヲ考かんがへ、百代ひゃくだいマ
 デモ気遣きづかいノナキ場所ばしょヲ見立みたテ、イカニモ堅固けんこニ
 建たて置おきたま玉たまフコトナレドモ、運うんニ盛衰せいすいト云いうアリテ、
 決けつシテ傾かたむクマジキト云いうコトハウケアヒガタキ
 コト也。是一なりツ也。これ人なり

一国の君主の身の上に、物事がうまくゆかず、どうし
 たらいいのかわからなくなることが、十一箇条ある。
 まず、国というものは、元祖（創始者）が業（なりわ
 い）を始めて、その地域の山や川や土地のありさまを、
 詳しくしつて、東西南北を封鎖して敵を防ぎ味方を守る
 のに便利な土地を考え、百代の後までも心配することの
 ない場所を選んで、どのようにもして固くしつかりとし
 ておかれたのであるが、運（めぐってくる吉凶の現象）
 には、盛んなときと衰えるときというのがあって、決し
 て傾かない（不安定にならない）ということとは、保証で
 きない。これが、一つである。

ぞくそ^う おお^お 粟倉ヲ多クタテテ、^{べいこく}米穀ヲツミコミ置玉ヘドモ
 食^{くら}ヘバヘルモノニテ、^{けつ}決シテヘラヌヤウニト云
 コトナラヌコト也。^{なり}是ニツ也。^{これふたなり}
 金庫^{きんこ}ヲ多クタテテ財宝^{ざいほう}ヲツミタクハへ置玉ヘド
 モ、ツカヘバヘルモノニテ、^{けつ}決シテヘラヌヤウ
 ニト云^{いう}コトナラヌコト也。^{なり}是三ツ也。^{これみつなり}
 下知^{げち}法度^{はつと}ハ水^{みず}ノ流^{なが}ルル如^{ごと}ク下^{しも}ヘヨク行^{おこな}ル
 ヤウニト願^{ねが}ヘドモ、^{けつ}決シテ行^{おこな}ハルルト云^{いう}コトナ
 ラヌコト也。^{なり}是四ツ也。^{これよつなり}

初倉を多く建てて、米を積み込んでおいても、食べれば
 減っていくので、必ず減らないようにということはでき
 ないのである。これが、二つである。

金銀財宝を入れておく倉を多く建てて、財宝を積んで
 蓄えておいても、使えば減るから、必ず減らないように
 するということはできない。これが、三つである。

命令や禁令は、水が上から下へ流れるように、下々に
 行き渡り、よくしたがようと願っても、必ず従うとい
 うことはできないことである。これが、四つである。

銘々ニ知行ヲアタヘ格式ヲ定テ、職分ギリノ
奉公ヲ能スルヤウニト定メ置玉ヘドモ、トカク
無理ナル立身ヲ望ミ出世ヲ心ガケテ人ヲフマヘ
ニシテモ我升ラントアラソフコトヤマズ、トカ
ク分限ニ安堵スルヤウニト云コトナラヌコト也。
是五ツ也。

アシキコトヲスレバ、命ハナキモノ身ハ立ヌト
云コトヲ、キツトシラセタキコトナレドモナラ
ヌコト也。是六ツ也。
ヨキコトヲスレバ仕合ニアヒ身ノ為ヨロシト云
コトヲ、キツトシラセタキコトナレドモナラヌ
コト也。是七ツ也。

家臣のそれぞれに知行（領地）を与え、身分や家柄を
決めて、その職務の役目の限りをよく務めるようにと定
めておいても、ともすれば、無理な立身を望んで、出世
を心がけて、人を踏み台にしても、我先にとあらそうこ
とが多くあつて、とにかく身分に安心するようにという
こともできない。これが、五つである。

悪いことをすれば命はなく、身を立てることもできな
いことを、きちんとしらせたいことなのだが、それもで
きない。これが、六つである。

よいことをすれば、幸せになり、自分のためによいと
いうことを、きちんとしらせたいことなのだが、それも
できない。これが、七つである。

トテモ成就じょうじゆセヌコトヲシカカラズスルホドナ

ラバ、是非成就ぜひじょうじゆスルミチ計ばかりヲシタキコトナレ

ドモナラヌコト也。なり是ハツ也。これやつ

コレヲ求もとメテモ求もとメエラレヌト云いうコトハモトメ

ズ、求もとムレバエラばかりルミチ計もとヲ求もとメタキモノナ

レドモナラヌコト也。なり是九ツ也。これこの

事ことハイツマデモスタラヌヤウニ長久ちようきゆうニ立行たちゆく

クコトヲシタキモノナレドモナラヌコト也。なり

是十也。これじゆうなり

一度ニテナラヌコトハ幾度いくどモ幾度いくどモシナホシノ

ナルミチ計ばかりヲシタキモノナレドモナラヌコト

也、是十一也。なり

とてもかなわないことを、しかたなくはじめるのなら、
どうしてもかなうことばかりをしたいのだが、それもか
なわないことである。これが、八つである。

求めても求められないことは求めず、求めれば得られ
ることばかりを求めたいものであるが、これもできない
ことである。これが、九つである。

ことをなすには、いつまでもすたれずに、末永くいく
ようにしたいものだが、そうはいかないものである。こ
れが、十である。

一度でできないことは、何度も何度も仕直しのできる
ことばかりをしたいことだが、それもできないことであ
る。これが、十一である。

右ノ十一ヶ條じようハナリニクキ至極しごくナレドモ、イヅレモ望のぞみノ通りニナルベキ道みちノアルコトヲ下ニノベタリ。

是これヲ国くにヲカタブカザル地ちニオキ、涸かれザルノ倉くらニ積つミ、竭つきザルノ府ふニ蔵おきメ、令れいヲ流水りゆうすいノ原げんニ下くだシ、民たみヲ争あそハザルノ官かんニ使つかヒ、必ひつし死みちノ路あきらヲ明あきらニシ、必ひつとく得もんノ門もんヲヒラキ、成なスベカラザルヲナサズ、得うベカラザルヲ求もとメズ、久ひさシウスベカラザルニヲラズ、復ふたビスベカラザルヲ行おこなハズトハ云い也なり。

この十一箇条は、とてもできにくいことだが、どの条項も望みのとおりになる道理があることを、以下に述べ

る。
これを、「国を傾くことのない土地におき、食糧を尽きることのない倉に積み、財宝を尽きることのない府に収め、命令を川の流れる平地にゆきわたらせ、人々を争うことのない職務に使い、悪いことをすれば死刑になる道筋を明らかにし、よいことをすれば幸せになり、自分の得になることをしらせ、実現のできないことはしない、求めても得られないことは求めず、仕直しのできないことは行なわない」というのである。

錯国於不傾之地者授有徳也

【国ヲ於不傾ノ之地ニ錯クトハ、有徳ニ授クル也。】

家國ノ傾クト云ハ、政ノアシキ故也。

政ノアシキト云ハ、不徳ナル人ニ政ヲサ

スル故也。天地ハジマリテ以来、世ノ中ノ治乱

興廢ヲシルシタル書載ニ、不徳ノ人ノヨキ

政ヲシタルタメシナク、ヨキ政ヲセズシ

テ、家國ノ栄エタルタメシナシ。故ニ家國ノハ

ンジヤウヲ願フ時ハ、ヨキ政ヲスルヨリ外

ノ仕事ハナシ。ヨキ政ヲセントテハ、徳アル

人ヲ用フル外ナシ。徳アル人トハ、仁心アル人

コト也。仁心トハオトナシキ心也。

【国を傾くことのない土地におくとは、徳の身についた人に政治を手渡すことである。】

国家が傾くというのは、政治が悪いからである。政治が悪いというのは、身に徳の備わっていない人に政治をさせるからである。天地がはじまってから、世の中が治まることと乱れること、興ることとすたれることを記録したものに、身に徳の備わっていない人がよい政治をしたという例がなく、よい政治が行なわれなくて、国家が栄えた例もない。だから、国家の栄えを願うときには、よい政治をするよりほかにすることはない。よい政治をしようとするならば、徳の身についた人を用いるしかない。徳がある人とは、人を思いやる心のある人のことである。人を思いやる心とは、おとなしい心である。

オトナシキ心こころト云ハ、爵位しやくゐノ尊とうニモホコラズ、
一身いつしんノ安楽あんらくヲ子ガハズ、我身わがみ一ツハ死しシテモ生いき
テモ君きみノ為ため民たみノ為ためニナリテ、一人ひとりノ身みヲ以もつテ、
万人ばんにんヲ濟すくハント思おもフ大器だいきり量りょうナル人ひとヲ云也。此この
徳とくアル人ひとニ尊そん爵しやくヲ与あたヘ貴職きしやくニソナヘテ、下知げち
指図さしずヲサスルコト也。但ただシカヤウノ人ひとハ沢山たくさんニ
モナキモノナレバ、一人ひとり二人ふたりニテモエラビアゲ
テ万事ばんじヲ司つかさドラスル時ときハ、ソレヨリシテハヨキ
ガヨキヲ見立みだテ、ヒキタテテヨキ人ひとノ埋うずもレカク
ルルコトナク、イツトナク諸方手しよほうてノ揃そろフコト也。なり

おとなしい心というのは、榮譽（爵号と位階）を誇ら
ず、自分自身が楽をすることを願わず、自分自身は死の
うが生きようが、君主のため国民のためになって、自分
一人の身によって、すべての人を救おうと思う大きな器
量（事をなすとげるのにふさわしい能力や人徳）を持つ
た人のことである。こうした徳のある人に、尊い位を与
えて貴い職につかせて、命令や指図をさせることである。
ただし、こうした人は多くはいないので、たとえ一人や
二人でも選んで登用して、すべてのことを取り扱わせる
ときには、善が善を呼び、引き立てていい人が埋もれて
隠れてしまうようなことはなく、いつとはなくすべての
方面に人材がそろうようになるのである。

ひと おのれひとり ちえきいかく
 オトナシキ人ハ己一人ガ知恵才覚ヲフルヒテ、
 おのれ てがら おも
 己人リ手柄ヲセント思フヤウナルチヒサキ志 心ざし
 人 ゆえ
 ハナキモノ故ニ、我ナラヌコトハナル人ニサセ、
 われしあん およ 人 しあん およ 人 ちえ
 我思案ニ及バヌコトハ思案ニ及ブ人ニ相談スル ちえ
 人 ゆえ
 コト故ニ、一人ニテ百人千人ノ知恵モ持ヨリ もち
 なにごと じようじゆ
 ニナリテ何事モ成就スルコト也。不徳ノ人ト なり ふとく 人
 人 いう ふじん 人なり ふじん いう とおと くらい お
 云ハ不仁ナル人也。不仁ト云ハ、尊キ位ニ居レ お
 いせいけんべい いっしん えいが
 バ威勢権柄ニタカブリ、一身ノ栄花ヲノミ心ガ 心
 きみ ためたみ ため おも
 ケテ、君ノ為民ノ為ヲ思ハズ、

おとなしい人は、自分一人の知恵（物事の道理を判断し処理していく心の働き。物事の筋道を立て、計画し、正しく処理していく能力）や才覚（すばやく頭を働かせて物事に対応する能力）をふるって、自分一人の手柄としようとするような小さなころぎしは持っていないので、自分ができないと思うようなことは、それができない人にまかせ、自分が考えをめぐらすことができないことは、それに考えが及ぶ人に相談するから、一人ではあっても、百人や千人もの人の知恵を持つようになって、どんなことでも成し遂げることができるようになる。身に徳のそなわっていない不道德な人というのは、不仁な（慈愛の心のない）人です。不仁というのは、高い身分があれば、権力を笠に着て横柄にふるまい、自分だけが栄えることを心がけて、君主のため国民のためを思わずに、

人たおハ倒おのれレテモ己た人心リハ立てがらツ心人ニテ、手てがら柄人ヲ人人ニ
サスルハ残さんねん念おもニ思われヒ、我てがら一人たてノ功たてヲ立たてントノ
ミ思おもウテ、ナラヌコトモナルフリニテ、今日きょうヲ
ヤリツクルモノ故ゆえニ、タトヒ其人その人しようさいかく小才ちりよ覚ちりよアリテ
小こリコウニ立たちまわ廻いえルト云ただドモ、只ただ一人一人ギリノ知ちりよ慮ちりよ
分ぶん別べつニテ下しにニ幾いく百人ひゃくにんノ忠ちゆう臣しん謀ぼう士しアリトイヘ
ドモ一言いちごんモ出だサレズ一事いちじモ行おこなハレズ、サレバ
百ひゃつ官かん百ひゃく司しヲ備そなヘテモ、人どうリモ同どう様ようニテ、ハテ
ハテハ民たみニウトマレ、国くにヲトリミダスコト古今ここん
一いっ般ぱん也なり。

人が倒れても自分一人だけは立つといった心もちで、手柄を人にたてさせることをくやしう思つて、自分だけが手柄をたてようと思つて、できないこともできるよくなふりをして、その日その日をやり過ぎるので、たとえその人にちよつとした才覚があつて、小利口にたち回つても、ただ一人だけの能力や考えだけであつて、配下に何百人の忠義をつくす家来や、計略にたくみな人がいたとしても、何の発言もなく、一つのことでも実行されない。そうであれば、多くの役人や多くの役所を備えていても、一人だけと同じであつて、最後は国民にいやだと思われて、国家を取り乱すことは、昔から今にいたるまであたりまえのことである。

烏からすヲう鶡かわノつか代リみずニ使ヒテ水ヲノマスルハ、烏からすノ
 ツミニ非あらズ、カタチノ似にタルヨリ見みアヤマリタ
 ル使人しじんノトガ也。なり ゆえ いにしえ故ニ古ヨリ明王賢君ハ、マ
 ズ第一だいいちニ有徳ゆうとくノ人人ヲエラビアゲテ、国政こくせいヲアツ
 ケ玉たまフコト百王ひやくおう一いち同どうノ法也。ほうなり是ヨリ下しもノ十ケ
 條じょうモ、マヅ此このいちじょう一條サヘタテバ竹たけヲワル勢いきおいニ
 テ、ノコリハミナ苦勞くろうナク調ととのフコト也。なり是これヲ国くに
 ヲカタブカザル地ちニオクトハ、有徳ゆうとくニ授さずかル也なり
 ハ云也。いふなり

カラスを黒いからといって鶡のかわりに魚を捕らせる
 のは、カラスの罪ではない。かたちが似ているからと見
 誤った人の罪である。だから、古くよりすぐれた君主や
 賢く道理に明るい君主が、まず第一に徳のある人を選び
 あげて、国政を任せたことは、多くの君主がしなければ
 ならない法則なのである。

これより以下の十箇条も、まずこの一箇条さえたてる
 ことができれば、あとは竹を割るような勢いで、すべて
 苦勞せずにととのえることができる。

これを、「国を傾くことのない土地におくとは、徳の身
 についた人に政治を手渡すことである」というのである。

積於不涸之倉者務五穀也

【不涸ノ之倉ニ積ムトハ五穀ヲ務ムル也】

春夏秋冬ノ天氣ニ從ヒ、山川高下ノ地力ヲ

考へ少壯老ノツトメヲワカチ、蕃種耕耘ノワ

ザヲハゲマス時ハ、毎年毎年出来ルモノハ五穀

ナリ。水旱ノ不同、熟不熟ノ多寡ハアリト云

ドモ、生ズル物ノ生ゼヌト云トシハナシ、此

セハヲサへ等閑ニセ子バ、百年モ千年モタエ

ヌ物ハ五穀ナリ。

【食糧を尽きることのない倉に積むとは、五穀の生産に務める任務をはたすことである。】

春夏秋冬の季節にしたがって、山や川、高いところや低いところの地力を考えて、年若い者、働き盛りの者、年老いた者それぞれの務めを分担して、種をまき、田畑を耕し、雑草を取ることを激励するときに、毎年毎年できるものは五穀（ふつう、米・麦・粟（あわ）・黍（きび）・豆をいう。）である。洪水と日照りの順序はそろっていないこと、よく実るときと実らないときの多い少ないがあるといっても、収穫できるものが収穫できないという年はない。こうした世話をさえいいかげんにしなければ、百年も千年も絶えないのが、五穀である。

居食^{おりく}ヒハ山^{やま}モ崩^{くず}ルルト云^いフタトヘノ通^とリニ、イ
 カバカリツカヒメヲ減^{へら}シテ費^{ついで}ヲハブクトイヘ
 ドモ、作^{つく}リ出^だス本^{もと}ノ世^せ話^わヲ怠^{おこた}ルトキハ、遂^{つい}ニハ
 ヘル物^{もの}ハ倉^{くら}元^{もと}也^{なり}。五^ご穀^{こく}ヲ務^{つとむ}ルト云^いフコトモ、ヒ
 タスラニ百^{ひやく}姓^{しょう}ヲセガミタテテ精^{せい}ヲ出^だセトバカ
 リニテハ、精^{せい}ヲ出^だスモノニアラズ、精^{せい}ヲ出^だス気^きニ
 ナルヤウニ、トリカヒヤウハイクラモアルコト
 也^{なり}。古^{いにしえ}ノ法^{ほう}ハ人^{にん}ノ老^{ろう}莊^{そう}幼^{よう}ノ年^{ねん}ハイニ從^{したが}テ、
 ハタラキヲサスルコト也^{なり}。カヤウナル所^{ところ}マデニ
 心^{こころ}ヲツケテ、功^{こう}者^{しや}ニ民^{たみ}ヲ使^{つか}フトキハ、五^ご穀^{こく}ノ出^で来^き
 バエモ一^{いち}倍^{ばい}スルコト也^{なり}。

じつとして食べているだけでは、やがて山も崩れてしま
 う、というたとえのとおり、どれほどか使うことを減ら
 して、経費を節約したといっても、作り出す根本の世話
 をおこたると、結局最後には減ってしまうものは、倉の
 中身である。

五穀の生産に務めるといっても、いちずに百姓にし
 きりに頼み込んで、精を出せといっても、精を出すもの
 ではないので、精を出す気にさせるように取り扱うこと
 であって、その方策はいくつでもある。昔の方法は、年
 老いた者、働き盛りの者、おさない者の歳に応じた働き
 をさせた。こうしたところまで心がけて、じょうずに人々
 を使うときには、五穀の収穫量も倍になるのである。

是^{これ}ヲ不^ふ涸^こノ倉^{くら}ニ積^{つむ}トハ五^ご穀^{こく}ヲツトムル也^{なり}トハ
云^い也^{なり}。

これを、「食糧を尽きることのない倉に積むとは、五穀の生産に務める任務をはたすことである」というのである。

蔵於不竭之府者養桑麻育六畜也

【不竭ノ府ニ蔵ムルト者、桑麻ヲ養ヒ六畜ヲ育

スル也】

金銀珠玉ハ、貴キ宝トイヘドモ、食ノ代

リニ食フベカラズ。衣ノ代リニ、キルベカラズ。

トリ出シガタク、ツカヒ費シヤスシ種ノツクル

品也。

【財宝を取りつくせない倉に収めるとは、桑や麻を栽培

し、ウシ・ウマ・ヒツジ・イノシシ・ニワトリ・イヌを

飼いで育て、衣と食を満たすことである。】

金、銀、美しい玉は、貴重な宝だといっても、食物の

代わりに食えることはできない。衣服の代わりに着るこ

ともできない。これらは、取り出すことは難しいが、使

ってしまいやすい種が作り出すものである。

桑くわヲウエ、カヒコヲカヒ、苧麻ちよまヲウエテ、ハタ
 ヲオリ、牛馬羊うしうまひつじ 麩いぬ 鶏むつ 犬いぬノ六ツヲ、カヒソダ
 テテ、衣食いしょくノニツヲ助たすけルミチハ、百年千年モ種たね
 ノタエヌ仕方しかた也。
 是これヲ不竭ふけつノ府ふニヲサムルトハ、桑麻くわあさヲ養やしなヒ、
 六畜ろくちくヲ育いくスル也トハ云也。いふなり

桑を植えて、蚕を飼って、苧麻（カラムシともいい、茎の
 皮から繊維〔青苧〕を採り、糸を製して越後縮などの布
 を織る。木綿以前の代表的な繊維）を植えて、機を織り、
 ウシ、ウマ・ヒツジ・イノシシ・ニワトリ・イヌの六つ
 を飼いで育て、衣食のふたつを助ける道筋は、百年も千
 年も種を絶やささない方法である。
 これを、「尽きることのない倉に納めるとは、桑や麻を
 養って、六畜を育てること」というのである。

下令於流水之原者令順民心也

【令れいヲ流りゆう水すいノ原げん二下くだストハ、令れい民心みんしん二順したがフ也。なり】

上かみヨリフだレ出ふれス觸おも面もてノ源みなもとアル水みずノ流ながレテ、
ヨドミナキヤウニ、下しもマデ行いき届とどクト云いハ、上まえニ
イヘル四し順じゆんヲ以もつテ、民たみノ心こゝろニイヤト云いハ又また道理どうりナ
ル下げ知ちヲ下くだスコト也。なり人情にんじやうニモトリ、サカハ又
ミチヲサヘ申もうシ付つけレバ、オシカヘシサカラウテ、
上かみニタテガフ氣遣きずかヒナシ、是これヲ令れいヲ流りゆう水すいノ原げん
二下くだストハ令れい民心みんしん二順したがフ也トハ云い也。なり

【命令の水が流れて、下々まで行き届くとは、命令が人々の心にしたがうことである。】

為政者より触れ出す命令の源の水がきれいに流れて、よどみがないように下々まで行き届くというのは、さき
にのべた四順（逸楽↓きままに楽しませる。富貴↓生活を豊かにする。存安↓生命の安全をはかる。生育↓家族や子孫を養育する。）によって、人々の心がいやといわな
いような道筋のとった命令を下すことである。人情に
さからわぬ道を申しつけるのなら、反対してさからって、
為政者に楯突く気づかいはない。

これを、「命令の水が流れて、下々まで行き届くとは、命令が人々の心にしたがうことである」というのである。

使民於不爭之官者使各為其所長也

【民ヲ不爭ノ官ニ使フトハ、各ヲシテ其長ス

ル所ヲ為サ使ムル也。】

人々職分ニ精ヲ入レテ、人ヲオシノケテモ我

進マント無理ナル望ヲカケヌヤウニト云コト

ハ、上ヨリヤクギヲ申付ル初二、其人々ノ

才能ヲ心ミハカリテ、ソノエテタルトコロヲト

ツテ、エテタル役ニツカヘバ、仕事ニモ精ガイ

リテ、ワキヒラヲ伺ヒ子ラフ心ハオコラヌモノ

也。譬バ能書ヲ、モノカキニシ、算者ヲ勘定

役ニ使フトキハ、自然ト我得手ニ安シ、我

不得手ナル、人ノスルワザヲ奪ハント云念ハカ

ケヌモノ也。

【人々を争うことのない職務・地位につかせるとは、それぞれに自分の得意なことをさせることである。】

人々がその職務に精を出して勤め、人をおしのけても自分だけは出世しようという無理な望みを持たせないようにするということは、為政者から職務を命じる最初のときに、それらの人々の才能をよく調べて、得意とするところを取り上げて、その得意な職務に使えば、仕事にも精が出て、わき目をふるようなこともない。たとえば、字のじょうずな人を、物書きにして、そろばんのじょうずな人を勘定役人（金銭の出納役）にしたならば、自然と自分の得意なことなので安心して職務に励み、自分が不得意なことをする人の職務をうばおうというような気もちを持たないものである。

必竟我器量ヲカヘリミズ、高ノボリヲシタガ
ひつきようわがきりよう たか
 心ハ、上ニ引手サヘアレバ、ツトマルマジキ役
心 かみ ひくて
りつしんでんやく
 ニモ立身転役ノナルト云所ヨリ、追従賄賂ヲ
いうところ ついしようわいろ
人 われさき あらそ
 シテ、人ヨリ我先ト争フ心ハ生ズルコト也。
かみ め あき
 トテモ上ノ目ガ明ラカニテ、エセ又仕事ハサセ
たま
 玉ハズ、エテタルコトハ是非サセ玉フト 云所
せひ たま
いふところ
 サヘ、シツカリト居リテイレバ、無理ナル望ヲ
とどま むり のぞみ
 カケヌ也。
なり

結局、自分の能力を考えないで、高望みする気もちは、
 上司の引きさえあれば、自分ができないような役職でも
 立身出世して職務を変えることができるということから、
 こびへつらって不正な目的で金品を贈って、人より自分
 が先にと争う気持になるからである。
 とても上に立つ者の目が確かで、できないようなことを
 させずに、できることを是非ともさせることさえ、きち
 んとしておれば、無理な高望みをしないようになるもの
 である。

望のぞみヲカクレバ、カカルミチノアル故ニ、推挙見すいきよみ
出だシヲモマタズ、我われナルナラヌモカヘリミズ、上うえ
ヲ希ねがフ心こゝろニナリテ、ソレヨリシテハ我役目モわがやくめ
当座切とうざきリ、其日そのひグラシノツトメニナリ、上ノ用ニかみ
タタヌモノ多クナルコトナリ。是これヲ民ヲ争ハザたみ あらそ
ルノ官つかさニ使フトハ、各おのおのヲシテ其長ズル所そのちよう
ヲナサシムトハ云也。いふなり

高望みをめざすようであれば、このような方法もあるのだと、推薦や引き立てを待たずに、自分自身をも顧みずに、出世を願う気もちになって、そのため、自分の役目をなおざりにして、その日暮らしの勤めになって、為政者の役に立たない者も多くなるのである。

これを「人々を争うことのない職務・地位につかせる」とは、それぞれに自分の得意なことをさせることである」といっているのである。

明必死之路者嚴刑罰也

【必死ノ路ヲ明ニストハ、刑罰ヲ嚴ニスル也。】

悪事ヲスレバ決シテウキ目ニアフト云事ヲシ
ルコトハ、上ノ刑罰ニエコヒイキナク、如何様ニ
手イレヲシ頼ヲカケテモ、身ノ罪ダケハ無難ニ
ハ、シノガレヌト云コトヲシル故也。悪事ヲシ
テモ仕合ヨク、ヒイキツヨケレバ音信賄賂ノカ
ゲニテ、無難ニモタツト云事ノアルヨリ、万ニ一
ツノマグレ幸ヲタノミテ悪事ヲスルモノノ絶
ヌコト也。是ヲ必死ノ路ヲ明ニストハ、刑罰
ヲ嚴ニスル也トハ云也。

【悪いことをすれば、死刑になる道筋を明らかにすると
は、刑罰を厳しくすることである。】

悪いことをしたら、絶対につらいなりゆきになるとい
うことをしるのは、為政者の刑罰が不公平ではなく、ど
のように手をつくしても頼んでも、犯した罪だけは無事
に切り抜けることができないことをしるからである。悪
いことをしても具合よく、自分だけが目をかけられ、連
絡や賄賂によって、罪を逃れるということがあることに
よって、罪を逃れられるかもしれない、万に人つの偶然
を頼んで悪いことをする者が絶えないのである。

これを「悪いことをすれば、死刑になる道筋を明らか
にすると、刑罰を厳しくすることである」というので
ある。

開必得之門者信慶賞也

【必得ノ門ヲ開クトハ、慶賞ヲ信ニスル也。】

善事ヲスレバ決シテヨキメニアフト云コトヲ

シルハ、上ノ恩賞ニエコヒイキナク、イヅレヘ

トリ入り頼ヲカケ子ドモ、身ノテガラダケハス

テテハ置玉ハヌト云コトヲ知故也。

【よいことをすれば幸せになり、自分の得になることを

しらせるとは、よいことをした者にまごころをこめて褒

美をあたえることである。】

よいことをすれば、絶対により目にあうということを知

らせるとは、為政者の恩賞に不公平がなく、どこかへ取

り入って頼みこまなくても、その人の功績だけは捨て去

られないということをしるからである。

善事ぜんじヲシテモ不仕合ふしあいニテ取持人とりもちにんナケレバ、褒美ほうび
 ニモアハヌモノアルト云いヨリ、善事ぜんじヲスルニモ
 ハリ合あいナク、人にんナミナミニシテ居おレバ本もとノ身みナ
 リハ取失とりうしなハヌト云い心こころニナリテ、功てがらヲ立たてント思おも
 フ人にんモナク、役目やくめモオロソカニナルコト也。
 是これヲ必得ひつとくノ門もんヲ開ひらクトハ、慶賞けいしょうヲ信まことニスル也。
 トハ云也。いふなり。

よいことをしても、具合が悪くて、取りもちの人がいな
 ければ、褒美をいただけないということがあることから、
 よいことをしても張り合いがなく、人並みのことをして
 おれば普通に過ごしていけるからといった心もちになっ
 て、手柄をたてようと思う人もなく、役目もおろそかに
 なるのである。

これを「必ず幸せになり自分の得になるということをし
 らせるとは、よいことをした者にまごころをこめて褒
 美をあたえることである」というのである。

不為不可成者量民力也

【成スベカラザルヲ為サズトハ、民力ヲ量ル

也。】

普請開発山切川サラへ何事ニテモ上ノシカ

カリタル程ノコトハ成就シテ、トテモ成就ス

マジキコトヲ、シカカリタリト、後悔スルコト

ノナキト云ハ、マヅ始ニ我領内ノ民ノ多少ト

貧富トヲハカリテ、カカルコト也。

【実現のできないことはしないとは、人々の能力を見定めることである。】

建築、開発工事、土木工事、河川の整備などどんなことでも、為政者として着手するような大規模なことは必ず完成させて、とても完成させることができないことに着手してしまったと後悔することがないためには、まず始めに国民が多いか少ないか、豊かか貧しいかを見定めて事業に着手することである。

千民ナラデハナキニ、万民ノカカルコトヲ始
せんのみ まんのみ はじ
 メ、千両ナラデハ出ヌニ、万両ヲトリタツル
せんりよう でき まんりよう
 ト云コトハ、トテモカクテモ出来ヌハ決定也。
いう でき けつていなり
 百人仕事ヲ千人ヲ以テ始メ、千両ヲ万両ヨ
ひやくにんしごと せんじん もつ はじ せんりよう まんりよう
 リ出サスルコトハ成就セヌト云コトナシ。
だ じようじゆ いう
 ナルカナラヌカモハカラズトリカカル時ハ、
なにごと じようじゆ みち とき
 何事モ成就スベキ道ナシ。是ヲ成ベカラザル
なにごと じようじゆ なす
 ヲナサズトハ、民カヲ量ル也トハ云也。
みんりよく はか なり いうなり

国民が千人しかないのに、万人も必要なことに着手
 したり、経費が千両しかないのに、万両もかかるような
 ことをしては、完成させることができないのは決まっ
 ている。百人が必要な仕事は、千人規模で取りかかり、千
 両が必要な仕事は、万両規模で取りかかれれば完成しない
 ということはない。完成するかしないかをよく考えずに
 着手するときには、どのようなことも完成させる道筋は
 ない。

これを、「実現のできないことはしないとは、人々の能
 力を見定めることである」というのである。

不求不可得者不强民以其所恶也

【得^うべカラザルヲ求^{もと}メズトハ、民^{たみ}ヲ強^しユルニ其^{その}惡^{にく}ム所^{ところ}ヲ以^{もつ}テセザル也。】

上^{かみ}ニテ用^{もち}フル財^{ざい}用^{よう}ハ、万^{ばん}物^{ぶつ}ミナ下^{しも}ヨリトリ

求^{もとめ}テ、国^{こく}用^{よう}ハ、タリルモノナリ。シカシナガラ

求^{もとめ}テエラ^{もち}ルルミチアリ。求^{もとめ}テエラ^{もち}レ又^{また}道^{みち}アリ。

トテモカクテモ求^{もとめ}テエラ^{もち}レ又^{また}道^{みち}ヲ以^{もつ}テ求^{もと}ムル

ハ、ツタナキノ至^{しごく}極^{らんぼう}、乱^{ねもと}亡^{らんぼう}ノ根^{ねもと}元^{もと}ナリ。

【求めても得られないことは求めないとは、人々のいやがることは強制しないことである。】

為政者の費用は、すべて国民から求めて、国の用をまかなっている。そうではあるが、求めて得られる場合と、得られない場合がある。だからとにかく、求めて得られないような方法で求めるのは、最悪なことで、乱れて亡びる元になる。

タトヘバ年貢運上ハ上ヘトリ上ルハヅノ物ナ
ねんぐうんじょう かみ あげ もの
 レドモ、アグルコトノナル 政 ヲ行ハズシテ、
まつりごと おこな
しも下ハツブレテモアゲヨト云コトハ、是非ニナラ
なり ゆえヌコト也。故ニトリアグル為ニ、アゲラルル道ヲ
ため
 アタヘテ、アゲラレヌ仕向ケヲ以テアゲサスル
しむ もつ
みち道ハ、タエテナキコト也。タトヘバ主ノ慈悲深
なり
げにんキハ下人ノキラハ又道也。下人ノジヨサイナク
みちなり
あるじ奉公スルハ、主ノキラハ又道也。親ノ子ヲ不便
あるじ
こガルハ、子ノキラハ又道也。子ノ親ニ孝行ナル
おや
みちなりハ親ノキラハ又道也。兄ノ弟ヲメグムハ弟
あに おとうと
みちなりノキラハ又道也。弟ノ兄ヲ敬フハ兄ノキラ
おとうと
みちなりハ又道也。
おとうと

たとえば、農民の年貢や商人などへの税は、為政者が取
 り上げるものだが、それを取り上げられるような政治を
 しなくて、国民はつぶれてしまってもいいから税を納め
 よというのは、それが正しいかどうかを論じるまでもな
 い。だから税を納めさせるには、そうできるような道筋
 をあたえることであって、納めたくないようなことをし
 て納めさせようとする道筋は全くない。たとえば、慈悲
 深い主人をきらう使用人はいない。使用人が抜かりなく
 働くのは、主人がきらいでないからである。親が子をあ
 われに思えば、子は親をきらいにならない。子が親孝行
 であることを、親はきらわない。兄が弟をめぐめば、弟
 は兄をきらいにならない。弟が兄を敬えば、兄は弟をき
 らいにならない。

おつと つま 夫ノ妻ヲムツマジクスルハ、妻ノキラハヌ
 みちなり つま おつと ていせつ 道也。妻ノ夫へ貞節ナルハ、夫ノキラハヌ
 みちなり ともだち まじわ 道也。ホウバイ友達ノ交リニ、ウソケイハク
 そうご 相互ニキラハヌ道也。故ニ主ニハ
 じひ 慈悲ヲカケヨ、下人ニハ奉公ヲ如オニスルナ、
 おや こ ふびん 親ニハ子ヲ不便ガレ、子ニハ親ヲ大事ニセヨ、兄
 おとうと おとうと あに うやま おつと つま ハ弟ヲメグメ、弟ハ兄ヲ敬へ、夫ニハ妻
 つま ヲムゴクスルナ、妻ニハ夫ヲ大切ニセヨ、ツキ
 あい まこと 合ニハ信ヲツクセト云コトヲ目当ニスレバ、
 もとめ とお え みち 求ル通りニ得ラルル道ナリ。

夫が妻と仲よくすれば、妻は夫をきらいにならない。妻
 が夫に貞節であれば、夫は妻をきらわれない。仲間や友だ
 ちのつきあいのなかで、うそをつかず誠実であれば、お
 互いにきらいにはならない。ですから、主人は慈悲深く、
 使用人は仕事を手抜きなく、親は子をあわれみ、子は
 親をだいにし、兄は弟をめぐみ、弟は兄を敬い、夫は
 妻を思いやり、妻は夫を大切に、付き合いはまことをつ
 くす、ということを目標にすれば、求めるとおりに得ら
 れるのである。

スナハチ孝悌忠信ノ教ヲタテテ世話せわヲヤクコ
ト也。なりコノウラヲ以テ人情ノスカ又道ヲムリニ
申付テ、申付ノ通りニナレカシト求ムルコトハ、
トテモカクテモエラレヌコト故ニ、得ベカラザル
ヲ求メズトハ、民ヲ教フルニ其悪ム所ヲ以テセ
ザル也トハ云也。

つまり、孝悌・忠信の教えによって面倒をみることであ
る。このこととは反対に、人情にもとることを無理やり
申しつけて、その申しつけのとおりにしなさいと求める
ことは、どうやっても得られるものではないので、「求め
ても得られないことは求めないとは、人々のいやがるこ
とは強制しないことである」というのである。

不処不可久者不偷取一世也

【久スベカラザルニ処ラズトハ、偷クモ一世

ニ取ザル也。】

役人ヲ官ニスエオクコトハ、当時目前ノ手

ガラヲ目ガケズ、末代マデモ手本ニナルベキ功

ヲ目アテニスルコト也。ナルホド今目前ニハ上

ノ為ニモ下ノ為ニモナルヤウニテモ、多年ノ後

ハヨロシカラヌコトハ、末ノ手本ニナラヌノミ

ナラズ、遂ニ八国ノ害ニナルモノ也。此所ヲ

明白ニセズシテ、末ハトモカクモマツサシアタ

リ、便利ナルミチヲテガラトテホメソダテテ人

ヲ使ヘバ、

【長続きしない状態にとどまっていけないとは、かりにもその場しのぎで取り上げないことである。】

役人を役所に置くというのは、いま目の前の功績をめざすのではなくて、後世にまで手本になるような功績をめざすことなのである。たしかに、今現在において為政者のためにも国民のためにもなるように思っても、長い年月のあとには、よくないことは後世の手本にならないばかりか、しまいには国家の害になるものである。このことを、明らかにしないと、後世のことはともかく、さしあたって、都合のよいことを功績だといってほめて、人を使うようであれば、

人々われ我も我もト当座マカナヒナルコトヲ、上ノ
オタメトテカセグ風ニナリ、モシ己ガヨロシト
申シ出ル道ヲ上ニテ用ヒ玉ハヌ時ハ、ウラミ
不足ヲ存シ、カクシタラバ宜シカルベキヲ、ナ
ンドソレヨリフテス子テ、ツトムベキコトモツ
トメヌコトニナリ行也。然ルニ上ニテハ当ブ
ンノ為フタメハカマヘナク、イツマデモ立行
ベキコトヲセズシテハ、功ニハ立テ玉ハヌト
云所決定スレバ、目ノ前ノ功ヲカセギ、当座
マヲ合せ、ソレヨリ転役立身スレバ本ノ役ノコ
トハカマハヌト云ヤウナル水クサキ心ナク、
一度スワリタルバヲ一生ノヨリバト心得、末々
マデモ用ニ立チ為ニナルベキ功ヲ心ガクルコ
ト也。

人々は、我も我もと、その場だけの処理を、為政者のた
めだといって働くようになって、もしも、自分の考えが
正しいといって申し出る方策を、為政者が採用しないと
きには、うらんで不平に思つて、自分がいうようにすれ
ばいいのにと、ふてくされてすねて、勤めなければなら
ない職務をもないがしろにする。しかし、為政者におい
ては、さしあたってはそのことをどうこうしないが、い
つまでもしなければならぬことをしないのなら、功績
をあげることはできないと、はっきりさせれば、目の前
の功績ばかりを上げて、とりあえず間に合わせて、それ
で、職務を異動して出世すれば、それまでの職務は関係
ないといったような水臭い心もちはなくなり、一度その
役についたならば、一生の職務と心得て、後々までも役
に立ち、ためになる功績を心がけるようになるのである。

コノ見^み切り^{きり}ノ立^たヌモノハ、用^{もち}ヒニアハ子^ねバトテ、
ウラミフソクモイハレヌコト也^{なり}。是^{これ}ヲ久^{ひさ}シウス
ベカラザルニ処^よズトハ、イヤシクモ一世^{いっせい}ニトラ
ザル也^{なり}トハ云^い也^{なり}。

この見限りのできない者は、用いられることがないとい
つて、うらんで不平をいうようなこともできない。
これを「長続きしない状態にとどまっていけないとは、
かりにもその場しのぎで取り上げないことである」とい
うのである。

不行不可復者不欺其民也

【復かえスベカラザルヲ行おこなハザルトハ、其民そのたみヲ欺あざむカ

ザル也。】

上かみニテトリ行おこなフ道みちハ、イク百度行ひやくどおこなフテモ、
サシツカヘ又道みちヲ行おこなフベキハなりズ也。一度いちどハ行おこな
ヒタレドモ、二度にどハナラヌト云いコトハ、元来がんらい下民げみん
ヲダマシスカス術じゆつ故ゆえニ、一度いちどハダマサレテキケ
ドモ、二度にどハ承知しょうちセヌコトニナリテ、コノダマ
シガ始終しじゆうノ害がいニナリテ、ダマサヌミチモ、ウタ
ガヒヲ生しょうジ、ウケヌヤウニハナルコト也。タト
ヘバ出しゅつ金きんヲ申もうシ付つけルトキ、ナンギナガラモ出だス
ベシ。追おつテハ返かえシ下くだサルルト云いテ出だサセタレド
モ、トテモカヘシ下くだサラヌ時ときハ、二度にどメニハ、
モハヤカヘスト云いコトモ申もう出だサレヌコト也。】

【その場かぎりのことは行なわれないということは、人々をあざむかないことである。】

為政者が行なう方法は、何百回行なっても、さまたげにならない方法を行なうはずである。一度は行なったけれども、二度目はできなかつたということは、もともと人々をだます方法であつたからで、一度はだまされて従つたけれども、二度目は納得しないようになってしまい、このだましたことが、ずっと障害になつて、だまされていないことにも疑いをいだいてしまい、従わないようになってしまふのである。たとえば、金銭を出すことを申しつけられたとき、苦勞しながらも出さなければならぬ。あとで返すからといって出させたけれども、やはり返されないときには、二度目には、もう、返すからということもいうことができなくなる。

ナンギナガラ上納スベシ、返シ下サルルコトハ
ナラ子ドモ、上サへ寛ニナリタラバ、其後ハ恵
モ下サルベシト云コトハ無調法ナルヤウナレド
モ、タトヒ千兩ノ所ハ百兩トトノヒテモ、
又モ又モ申付ラルル道也。スベテダマシテモ
利ヲエントスルコトハ後々ハダマスモトデモナ
クナリテ、コトフサガル根元ナリ。

苦勞ではあるがお上にお金を納めなさい。返すことは
できないけれども、上に立つ為政者側の財政にゆとりが
できたならば、その後は恩恵も与えるからというのは、
為政者として行き届かないことのようにはあるが、たと
え千兩必要なときに百兩しかとのわなくても、またも
またも申しつけることができる方法である。すべてをだ
まして利益を得ようとすることは、あとになってだます
手立てもなくなってしまう、ことがふさがる原因である。

タトヘバ金銀借入シテ間ヲ合スルハ、一度切ニ
テカヘサヌ時ハ、二度ハナラヌ道也。十ヲ九ツニ
ツメ、九ツヲ八ツ七ツニツヅメテ儉約ヲツクシ、
地方ヨリホリイダス道ハイク百度モナル道也。
治国ノ政ハアトノツヅク道ヲ行フコト肝要
ナリ。是ヲ復スベカラザルヲ行ズトハ、其民ヲ
欺カザル也トハ云也。

たとえば、金銀を借り入れて財用を間に合わせるときに、一回限りで返さないときには、二回目はもう借用できないのが道理である。十を九つに縮小し、九つを八つ、七つに縮小して儉約につくしたうえで、地元からまかなう方法は百回でもできる方法である。国を治める政治は、あとも続けていくことができる方法を実行することがたいせつである。

これを、「その場かぎりのことは行なわないということとは、人々をあざむかないことである」というのである。

故授有徳則国安務五穀則食足養桑麻育六畜則

民富令順民心則威令行使民各為其所長則用備

嚴刑罰則民遠邪信慶賞則民輕難量民力則事無

不成不彊民以其所惡則詐偽不生不偷取一世則

民無怨心不欺其民則下親其上

【故二有徳二授クルハ、則国安ク、五穀ヲ務ム

レハ、則食足り、桑麻ヲ養ヒ六畜ヲ育スレハ、

則民富ミ、令、民心ニ順ヘハ、則威令行

レ、民ヲ使フニ各其長スル所ヲ為シムレハ、

則用備リ、刑罰ヲ嚴ニスレハ、則民邪ニ

遠リ、慶賞ヲ信ニスレハ、則民難ヲ輕シ、

民力ヲ量レハ、則事無ク、

【だから、徳の身についた人に政治を手渡せば、国はい

つまでも安泰で、五穀の生産に務めれば、食糧は足り、

桑や麻を栽培し、ウシ・ウマ・ヒツジ・イノシシ・ニワ

トリ・イヌを飼いで育てれば人々は豊かになり、命令が人々

の心にしたがうものであれば、君主の威光と命令が広く

行きわたり、人々にそれぞれに自分の得意なことをさせ

れば、職務は整い、刑罰を厳しくすれば、人々は悪事か

ら遠ざかり、よいことをした者にまごころをこめて褒美

をあたえれば、人々は苦勞をいとわなくなり、人々の能

力を見定めて事業を行なえば、事業は成しとげられ、

民ニ疆ルニ其悪ム所ヲ以セザレハ、則詐偽
生セズ、偷クモ一世ニ取ラザレハ、則民怨心
無ク、其民ヲ欺ザレハ、則下其上ヲ親ム

人々のいやがることを強制しなければ、人々にいつわりやごまかしがなくなり、人々からその場しのぎで取りあげなければ、人々にうらむ心はなくなり、人々をだまさなければ、人々は為政者に親しむ。」

このだん うえ ふみ
 此段ハ上ノ文ヲトキカヘシタルモノ也。右ノ
 とお ゆえ とうとく 人 え
 通り故ニ、有徳ノ人ニ柄ヲトラスレバ国ハイツ
 のうこう
 マデモヤスク、農耕ヲハゲマセバ食物モユタカ
 くわあさ
 ニ、桑麻ヲソダテ六畜ヲカヘバ民モ今日ニコ
 たみ 心
 トヲカカズ、民ノ心ニサカラハヌヤウニ下知ス
 かみ いこう
 レバ上ノ威光モタチフレ面モ行ハレ、人々ニエ
 づら おこな
 テタルコトヲサスレバ上ノ間モ合ヒ、シオキヲ
 かみ ま あ
 キツトスレバワルモノスクナク、恩賞ヲ約束ノ
 おんしょう やくそく
 とお
 通りニヤレバ下民モ大儀ナルコトヲイトハズ、
 たみ せいりよく
 民ノ精カヲハカレバ何事モ成就シ、民へ無理
 なにごと じようじゆ たみ むり
 ヲ申シツケ子バ下モ正直ニナリ、
 もう ね しも しようじき

この項目は、前述の文章をふたたび説きあかすものである。前述したとおりであるから、徳の身についた人に政治を手渡せば、国はいつまでも安泰で、農耕を励めば、食糧は足り、桑や麻を栽培し、ウシ・ウマ・ヒツジ・イノシシ・ニワトリ・イヌを飼育すれば、人々は今日の暮らしに困ることもなく、命令が人々の心にしたがうものであれば、君主の威光と命令が広く行きわたり、人々にそれぞれに自分の得意なことをさせれば職務は整い、刑罰を厳しくすれば、人々は悪事から遠ざかり、よいことをした者にまごころをこめて褒美をあたえれば、人々は苦勞をいとわなくなり、人々の能力を見定めて事業を行なえば、事業は成しとげられ、人々のいやがることを強制しなければ、人々にいつわりやごまかしがなくなり、

当前とうぜんノテガラヲトリ用子もちいねバ人々ひと々ウラミフソクナ
 ク、下しもヲダマサ子ねバ上かみヲウトマズ、トカク上かみヨ
 リ下しもヲトリアツカウハ猿持ざるもちガヘ也。猿ざるガモノ
 ヲモチタルヲトラントテハ人ツカハリヲヤラ子ね
 バ持もちタルモノヲハナサヌモノ也。民たみヲアツカフ
 モ此心この心トシルベキ也。
 是これマデヲ士し経しけいト云。士しハ事也ト注ちゅうシ、コト
 ト訓くんズ、経けいハ常也ト注ちゅうシ、ツ子ねト訓くんズ。経けいハ
 ハタノタテイト也。ハタト云物いふものハヨコノ糸いとハカ
 ハレドモタテノ糸いとハ始終しじゆうカハラヌモノ也。

人々からその場しのぎで取りあげなければ、人々にうら
 お心はなくなり、人々をだまさなければ、人々は為政者
 に親しむ。いずれにしても、為政者が人々を取り扱うの
 は猿の持ち替えである。猿が手に持っているものを取り
 あげようとするなら、その代わりのものをやらなければ、
 持っているものを離さないものである。人々を取り扱う
 のも、この心もちで対することをしらなければならぬ。
 これまでを、士経という。士は「事なり」と解釈して
 「こと」と読む。経は「常なり」と解釈して、「つね」
 と読む。経は、機織物の縦糸である。機織物というのは、
 横糸は変わっても、縦糸ははじめから終わりまで変わら
 ないのである。

ソレユエニイツマデモツ子^ねフダンニテカハラヌ

コトヲ^{けい}経トハ云也。^{いふなり}

^{このしよう} 此章ハ^{ちこく} 治国ノ^{ほう} 法ヲオリタツル^{だいじ} 大事ノ^{いと} タテ糸

ニテ^{いにしえ} 古^{なり} へヨリ^{みぎ} キツト^{じよう} サダ^{ほか} マリタル^{みち} 道ノアルコ

トヲイヘル也。右ノ^{ほか} ケ^{しかた} 條ハ^ね コノ^{けい} 外ニ^ね 仕^ね 方モ^ね ナク、

トニ^{いふなり} カクニ^{いふなり} モ^{いふなり} コノ^{いふなり} 経ノ^{いふなり} タ^{いふなり} テイトニ^{いふなり} ヨ^{いふなり} ラ^{いふなり} 子^{いふなり} バ^{いふなり} ナ^{いふなり} ラ

ヌコトヲ云也。

そうであるから、いつまでもつねふだんと変わらないことを経というのである。

この章は国を治める方法を成り立たせるだいな縦系で、古くからきちんと定まった道理があることを説いている。この項目は、ここで述べているほかに方法がないので、とにかくここで述べている縦系によらなければならぬことをいっているのである。

以家為郷郷不可為也以郷為国国不可為也以国

為天下天下不可為也

【家ヲ以テ郷ト為レハ、郷為ム可カラザル也。郷ヲ以テ国ト為レハ、国為ム可カラザル也。国ヲ以テ天下ト為レハ、天下為ム可カラザル也。】

上ニ立テ下ヲ治ムルノ道ハ、シタシムベキヲ親ンデ、人心ヲ得ルヲ始トスルコト也。タトヘバ一家ノ内ハ父子兄弟ナレバ、元ヨリ親ミヲツクサ子バナラヌコト也。ソレヲ一郷ノ他人ヲミル如ク水クサキ心ニテハ、一家ノ人ノ心ヲダニトリエヌコトナレバ、マシテ一郷他人ノ心ヲトリエテ治ムベキヤウナシ。一郷ノ内ハ親族縁者多ケレバ、元ヨリ親ヲツクサ子バナラヌコト也。

【家を整えて治めるやり方で村を治めようとしても、村を治めることはできない。村を治めるやり方で国を治めようとしても、国を治めることはできない。国を治めるやり方で天下を治めようとしても、天下を治めることはできない。】

為政者として人々を治める道理は、親しむところは親しんで、人々の心を得ることがはじまりである。たとえば、一家の父子兄弟であれば、はじめから親しみつくさなければいけない。それを、村の他人を見るようなそよそしい心では、一家の人の心ですら得ることができないので、どうして、村の人々の心を得て治めることができるよう。村に親族や縁者が多くいれば、いうまでもなく親しみつくさなければいけない。

ソレヲ一國ノ他人ヲミル如ク水クサキ心ニテハ、
 一郷ノ人ノ心ヲダニトリエヌコトナレバ、マシ
 テ一國ノ人ノ心ヲトリエテ治ムベキヤウナシ。
 一國ノ内ハ先祖ヨリスミ来リテ、元ヨリ他邦ノ
 人ノヤウニハアルマジキコトナリ。ソレヲ親ミ
 同國ト云心モナキホドニテハ、マシテ天下ノ
 人心ヲトリエテ、治ムベキヤウナシ。
 是ヲ家ヲ以テ郷トスレバ郷治ムベカラズ、
 郷ヲ以テ國トスレバ國治ムベカラズ、國ヲ以
 テ天下トスレバ天下治ムベカラズトハイフ也。

それを、一國の他人をみるようなよそよそしさでは、村
 の人々の心ですら取り入れることはできないので、どう
 して、一國の人々の心を得て治めることができよう。一
 国内の人々は、先祖代々住んできたのであり、いうまで
 もなく、他國の人のようではない。それを、親しんで同
 じ國の人という心もないようでは、どうして天下の人々
 の心を得て國を治めることができよう。

これを、「家を整えて治めるやり方で村を治めようと
 しても、村を治めることはできない。村を治めるやり方
 で國を治めようとしても、國を治めることはできない。
 國を治めるやり方で天下を治めようとしても、天下を治
 めることはできない」というのである。

以家為家以郷為郷以國為國以天下為天下

【家ヲ以テ家ト為シ、郷ヲ以テ郷郷ト為シ、國ヲ以テ國ト為シ、天下ヲ以テ天下ト為ス。】

サレバ一家内ヲ父子兄弟トテ親ム心ヲ以テ、

一郷ヲ一郷ノ人ト云心ニテ親ミ、一郷ノ人

トテ親ム心ヲ以テ、一國ヲ一國ノ人ト親ミ、

一國ヲ一國ノ人ト親ム心ヲ以テ、天下ノ人ト

同ジ天下ノ民ゾトテシタシム。是古ノ明王

一天下ノ人ヲミ玉フコト、同ジ一家ニスム親子

兄弟同様ニエコヒイキナク、親ク思ヒ玉フ心

ヨリ、天下万民モ又一家ノ子弟ガ父母ヲシタフ

如クニナツキタルコト也。

【家を治めるやり方で家を治め、村を治めるやり方で村を治め、國を治めるやり方で國を治め、天下を治めるやり方で天下を治めるのである。】

そうすれば、一家では親子兄弟として親しむ心を持ち、村では同じ村の人という心を持って親しみ、同じ村の人として親しむ心を持って、國では同じ國の人として親しみ、國では同じ國の人として親しむ心を持って天下（世界）の人と同じ天下の人として親しむ。

これは、おかしの明君が天下の人々をみられたときに、同じ一家に住む親子兄弟と同じように、自分の氣に入っただけの肩をもつのではなく、みな親しく思われた心からであり、天下のすべての人々も、また、一家の子どもが父母を慕うようになったことなのである。

是^{これ}ヲ^{いえ}家^{もつ}ヲ^{いえ}以^{もつ}テ^{いえ}家^{もつ}ト^{いえ}シ、郷^{きよう}ヲ^{もつ}以^{もつ}テ^{きよう}郷^{きよう}ト^{きよう}シ、国^{くに}ヲ^{くに}以^{もつ}テ^{くに}国^{もつ}ト^{もつ}シ、天^{てん}下^かヲ^{もつ}以^{もつ}テ^{てん}天^{てん}下^かト^{てん}ス^{てん}ト^かハ^{もつ}云^{もつ}也^{もつ}。

これを、「家を治めるやり方で家を治め、村をおさめるやり方で村を治め、国を治めるやり方で国を治め、天下を治めるやり方で天下を治めるのである」というのである。

母曰不同生遠者不聽母曰不同郷遠者不行母曰不同

国遠者不從如地如天何私何親如月如日唯君之節

【生ヲ同ジクセズト曰コト母レ、遠キ者ハ聽カズ、

郷ヲ同ジクセズト曰コト母レ、遠キ者ハ行カズ、

国ヲ同ジクセズト曰コト母レ、遠キ者ハ從ハズ、

地ノ如ク天ノ如ク、何ヲカ私シ何ヲカ親マン、

月ノ如ク日ノ如ク、唯君之レ節ス。】

一家ノ内ニスム人ニ向ウテ、今日ノ生活ハ銘

銘人リカセギニセヨト云ヤウナル水クサキ心ニ

テハ、朝夕目ヲ見合セテイル人モ心ハ他人同前

ニウトクナリハツルコト也。

【生まれ育ったのが同じではないからと区別してはならない。そのようなことをすれば、縁の遠い者は聞き入れてくれない。村が同じではないからと区別してはならない。そのようなことをすれば、縁の遠い者についてこない。国が同じではないからと区別してはならない。そのようなことをすれば、縁の遠い者は従わない。(君主は)大地のように大空のようにかたよることなく、(人々に)いつも接して、月のように太陽のように、ひたすら世界を照らされれば、ただただ君主にしたがうのである。】

人つの家に住む人に向かつて、今日の生活は、それぞれ自分自身で稼いで暮らしなさいというような、よそよそしい心では、朝夕顔を合わせている人であっても、心は他人と同じように、遠い間柄になりはててしまう。

マシテ一重隔タル疎遠ナル一郷ノ人ガ我ヲシ
タシムベキヤウナシ。一郷ノ内ニスム人ニ向
テ同ジ郷トオモハヌ水クサキ心ニテハ、マシテ
一国人ガ我ヲシタシムベキヤウナシ。一国内
内ニ居ナガラ同国ト思ハヌ水クサキ心ニテハ、
マシテ天下ノ人ガ我ニナツキ従フベキイハレ
ナシ。故ニ君トナリテ下ニノゾム心ハ、地ノモ
ノヲノセズト云コトナク、天ノ物ヲ覆ハズト云
コトナキガ如ク、私ノ親疎ナク日月ノ四海ヲ
照シ玉フ如クカゲヒナタモナケレバ、唯君一人
ヲ目アテニシテ、モノノキリツモリヲウクルコ
ト也。

なおさら、はなはだだたった関係のうすい村の人が、
君主に親しむわけがない。同じ村に住む人に向かって、
同じ村の人とも思わないよそよそしい心であっては、な
おさら、同じ国の人々が君主に親しむわけがない。同じ
国におりながら、同じ国の人だと思わないよそよそしい
心では、なおさら、世界中の人々が君主に親しむわけが
ない。ですから、君主となって人々に対する心は、この
地上にはのせないとか、天としておおわないうというよう
なことがないように、個人的に親しいとか縁遠いとかと
いったことがないように、太陽や月が人しく世のなかを
照らすように、かげひなたがなければ、人々は、ただた
だ君主を頼りにして、物事のやりくりをするものである。

是これヲ生せいヲ同おなじフセズト云いコトナカレ、遠とおキモ
ノキカズ。郷きやうヲ同おなじフセズト云いコトナカレ、遠とおキ
モノ行おこなレズ。国くにヲ同おなじフセズト云いコトナカレ、
遠とおキモノ従したがハズ。地ちノ如ごとク天てんノ如ごとク、何なにヲカ
私わたくしシ何なにヲカ親したしマン。月つきノ如ごとク日ひノ如ごとク、唯ただ君きみ
ニコレ節せつストハ云い也。

これを、「生まれ育ったのが同じではないからと区別してはならない。そのようなことをすれば、縁の遠い者は聞き入れてくれない。村が同じではないからと区別してはならない。そのようなことをすれば、縁の遠い者についてこない。国が同じではないからと区別してはならない。そのようなことをすれば、縁の遠い者は従わない。（君主は）大地のように大空のようにかたよることなく、いつも接して、月のように太陽のように、ひたすら世界を照らされれば、ただただ君主にしたがう」というのである。

御民之轡在上之所貴道民之門在上之所先召民之路

在上之所好惡

【民ヲ御スルノ轡ハ、上貴フ所ニ在リ。民ヲ道クノ門ハ、上先スル所ニ在リ。民ヲ召スノ路ハ、上好惡スル所ニ在リ。】

民ヲトリカフト云ハ四馬ノ車ヲ乗ル人ト同
ジ心持ナリ。車ニハ四馬ヲカケテ服馬ト云テ
中ノ馬ニ匹兩タツナニテ四スヂ也。驂馬ト云
テ兩傍ノ馬ニ匹是ハ外タツナ一筋ヅツニテニ
筋也。都合六スヂノ手ヅナヲ六轡ト云フ、是ヲ
御者ト云テ車ヲ使フ人一人ニテトリサバキカ
ケヒキヲスルコト也。コノ六筋ノ手ヅナヲ使ヒ
方ニテ、四ノ馬ノ氣ヲソロヘ足ヲソロヘテ心マ
マニノリマハスコト也。

【人々を思いどおりに動かすことのできる手綱は、君主が何を尊ぶかというところにある。人々を導き入れる門は、君主が先に何をするかというところにある。人々を招く道は、君主が何を好み、何をきらうかというところにある。】

人々を取り扱うというのは、四頭立ての車に乗る人と同じ心もちである。馬車には四頭の馬をつなぎ、服馬といつて、内側の二頭に二本づつの手綱をかけて四本の手綱。驂馬といつて外側の二頭には外手綱を一本づつかけて二本。あわせて六本の手綱を六轡という。これを御者といつて車を使う人が、取り扱って馬を走らせる。この六本の手綱の使いかたによつて、四頭の馬の氣をそろえて、足をそろえて、心のままに乗り回すのである。

サレバタヅナノサバキヤウノ上手下手ニ随ヒ、
自由ニモナリ不自由ニモナルコト也。民ト云モ
ノハ馬ノ如ク、君ト云モノハ御者ノ如クニテ、
上ノ口ノトリ次第ニ民ハヨクモナリアシクモナ
ルモノナリ。上ニハヤルコトハ下ニハヤル故ニ、
民ヲヨキ方ニミチビカントテハ、上ニタツ人ガ
ヨキカタニ先ダチテ引入ルルコト也。民ヲヨキ
路ニヨビイレントテハ、上ニ立人ガヨキコトヲ
好ミ、アシキコトヲキラウテミスルヨリ外ハナ
シ。上ニテハ西へ行クホドニ、下ハ東へマ井レ
ト云ミチハ是非ニナラヌモノ也。

そんなわけで、手綱のさばきかたのじょうずかへたかに
よって、自由に走らせることもできるし、うまく走らせ
ることができないこともある。人々は馬のようで、君主
は御者のようである。君主の手綱の口取り次第で、人々
は善くもなち悪くもなる。君主がさかんに行なうことは、
人々のあいだでもさかんになる。だから、人々をよい方
向に導こうとするならば、君主がよい方向に、先に立ち
入ることである。人々をよい道に案内しようとするなら
ば、君主がよいことを好み、悪いことを嫌ってみせるよ
りほかはない。君主が西へ行くほど、人々には東へ行け
という道理は、どうあってもできないことである。

是^{これ}ヲ^{たみ}民^{ぎよ}ヲ^{ぎよ}御^{もん}スル^{もん}ノ^{もん} 轡^{くつわ}ハ^{かみ}上^{かみ}ノ^{かみ}貴^{とうと}フト^{とうと}コロ^{とうと}ニア^{とうと}
リ、民^{たみ}ヲ^{みちび}道^{みちび}ク^{もん}ノ^{もん}門^{もん}ハ^{もん} 上^{かみ}ノ^{かみ}先^{さきん}ズル^{さきん}所^{ところ}ニアリ、民^{たみ}
ヲ^{たみ}メス^{たみ}ノ^{たみ}ミチ^{たみ}ハ^{たみ}上^{たみ}ノ^{たみ}好^{こうお}悪^{こうお}スル^{こうお}所^{ところ}ニアリトハ云^{いふなり}也^{なり}。

これを、「人々を思いどおりに動かすことのできる手
綱は、君主が何を尊ぶかというところにある。人々を導
き入れる門は、君主が先に何をするかというところにあ
る。人々を招く道は、君主が何を好み、何をきらうかと
いうところにある」というのである。

故君求之則臣得之君嗜之則臣食之君好之則臣

服之君惡之則臣匿之

【故二君之ヲ求レハ、則臣之ヲ得。君之ヲ嗜
メハ則臣之ヲ食フ。君之ヲ好メハ、則臣之ヲ
服ス。君之ヲ惡メハ、則臣之ヲ匿ス。】

上ハ形チ下ハ影ナリ。カゲト云モノハ、ソコ
ヘカタチノ出ルヨリ早く長キ形ニハ長キカゲ
ガサシ、ミジカキ形ニハミヂカキ影ガサシ、カ
タチガスグナレバカゲモスグニ、形ガユガメバ
カゲモユガム、マニハツワイレラレヌモノ也。
サレバ上ニテスルコトハ下ハ上ヨリハ一段ハヤ
キモノナリ。君ガホシキトテ求メサガシ玉フ内
ニハ、臣ニテハモハヤイツカ手ニ入レテ井ルモ
ノ也。

【それゆえに、君主が何かを欲しがれば、家臣はそれを
手に入れようとする。君主が好むものがあれば、家臣も
それを食べようとする。君主が何かを愛好すれば、家臣
もそれにしたがる。君主が何かをきらえば、すなわち家
臣はそれをかくす。】

君主は形で、家臣は影である。影というのは、そこに
形が出るよりも早く、長い形には長い影がさし、短い形
には、短い影がさし、形がまっすぐなものであれば、影
もまっすぐに、形がゆがんでいれば、影もゆがみ、この
ことには、間に髪の毛一本さえも入れる余地がないので
ある（どうすることもできない）。そうであるから、君主
がすることは、人々においては君主より一段階早いもの
なのである。君主が欲しいものを探し求めているうちに、
家臣は、もうすでに手に入れているのである。

君くんガウマキモノナレバ、タベタイトオボシメス
内うちニハ、モハヤ臣しん下かハイツカタベテ井いルモノ也。
君くんガスイタル衣裳いしやうト思おもヒ玉たまフウチニハ、モハヤ
イツカ臣しん下かハ著ちやくシテ井いルモノ也。君くんガキラヒジ
ヤト思おもヒ玉たまフ内うちニハモハヤイツカ臣しん下かハオシカ
クシテシマフモノナリ。

是これヲ故ゆえニ君くん之これヲ求もとむレバ、臣しんコレヲ得う、君くんコ
レヲ嗜だしなメバ、臣しん之これヲ食くらフ、君くん之これヲ好このメバ、臣しんコ
レヲ服ふくス、君くんコレヲ悪にくメバ、臣しん之これヲカクストハ
云い也。
云いなり

君主がおいしいものだから食べたいとお思になるとき
には、もういつか家臣は食べているのである。君主がお
好みの衣装だと思われるときには、もういつか家臣は着
しているのである。君主がきらいだと思われるうちには、
もういつか家臣は押し隠してしまふものである。

これを、「それゆえに、君主が何かを欲しがれば、家臣
はそれを手に入れようとする。君主が何かを好めば、家
臣もそれを食べようとする。君主が何かを愛好すれば、
家臣もそれにしたがう。君主が何かをきらえば、すなわ
ち家臣はそれをかくす」というのである。

母蔽汝悪母異汝度賢者将不汝助言室満室言堂満堂

是謂聖王

【汝力悪ヲ蔽フコト母カレ、汝力度ヲ異ニスル
コト母カレ、賢者将ニ汝ヲ助ザラントス、室ニ
言ヘバ室ニ満ツ、堂ニ言ヘバ堂ニ満ツ、是ヲ聖王
ト謂フ。】

右ノ通りナル故ニ、君ノ徳ヲ明徳顕徳ト称
シ、アキラカニカクサレ又徳ヲ云也。君ハ下ノ
テホントナリ玉フハツノモノユエニ、手本ニナ
ルウヘニテ、コレハ表ヘハ出サレヌト云ヤウナ
ル、フラチナル所行ノアリテハナラヌコトナリ。
世界万人目ヲツケテ井ル尊キ位ニ立玉ヘバ、
暗夜ニ火ヲタクガ如クカクシオホセラレヌハ、
君ノ所行也。

【君主は、悪いことをおおい隠してはいけない。自分の基準をあいまいにしてはいけない。そうでないと、賢者は、疑いもなく君主を助けなくなる。部屋でものをいうときには、部屋全体に聞こえるように話し、広間でものをいうときには、広間全体に聞こえるようにはなすことである。これを、徳のすぐれた君主というのである。】

このとおりであるから、君主の徳をりっぱな徳性、明らかな徳性といって、明らかにかくすことのできない徳をいうのである。君主は、人々の手本となられるはずなので、手本となって、これは表に出すことはできないというような不届きな行ないがあってはならない。世界の人々が注目している尊い立場におられるので、暗夜に火をたいたときのように、隠しきれないのが、君主の行ないである。

善事ぜんじヲシ玉たまヘバヨキ君くん、アシキコトヲシ玉たまヘバ
アシキ君くんニテ、我われハハデナルヲスクホドニ、下々しもしも
ハシツソヲスケト云いうコトハ、天子てんしノ貴とうときト云いド
モ賤いやしキ匹夫庶人ひつぷしよにんニモムリニサスルコトノナラ
又道也みちなり。サテ又君またくんノ道みちニソムキタル所行しよぎようニハ、
小人しやうじんハオソレ従したがヘドモ、君子くんしハ見カギリ助ケ
ズ。賢者けんじやノタスケヲ失うしなヘバ、愚者ぐしやハ幾万人いくまんにん従したが
フト云トモ、家國かこくヲタモツベキミチハナキコト
也。サレバ一言いちごんノ仰おおセ出サレニテモ、奥表おくおもてノ差さ
別べつナク露顕ろけんシテヨキコト計ばかりヲ迎おおせセ出サルベ
キコト也。コレ聖王せいおうノ所行しよぎよう也。

よいことを行なえばよい君主、悪いことをすれば悪い君主であつて、自分は派手なことを好んで、人々には質素儉約をしなさいということ、いくら天子という尊いからであつても、身分の低い人々に、無理にさせることはできないことなのである。度量や品性に欠ける人は恐れてしたがつても、人格者は見限つて助けないのである。道理に通じたかしい人の助けを失えば、おろかな人々が何万人したがつても、国家を保つべき道理はないのである。そうであるから、人こと話されることであつても、裏表の区別がなくて、そのことがあらわれてきてもよいことばかりを話されることである。これを徳のすぐれた君主というのである。

是これヲなん汝んノくじ悪あくヲお蔽おコトナカレ、汝なんノじ度どヲい異いニ
スルコトナカレ、賢者けんマサニ汝なんヲた助すケザラント
ス。室しつニイヘバ室しつニミチ、堂どうニ言いヘバ堂どうニミツ、
コレヲせい聖おう王おうト謂いうトハ云也。いうなり

これを、「君主は、悪いことをおおい隠してはいけない。自分の基準をあいまいにしてはいけない。そうでないと、賢者は、疑いもなく君主を助けなくなる。部屋でものをいうときには、部屋全体に聞こえるように話し、広間でものをいうときには、広間全体に聞こえるようにはなすことである。これを、徳のすぐれた君主」というのである。

城郭溝渠不足以固守兵甲彊力不足以應敵博地多財

不足以有衆惟有道者能備患於未形也故禍不萌

【城郭溝渠以テ固ク守ルニ足ラズ、兵甲彊力以テ敵ニ應スルニ足ラズ、博地多財ハ以テ衆ヲ有ツニ足ラズ、惟有道ノ者ノミ能ク患ヲ未形ニ備フ也、故ニ禍萌サズ。】

故ニ城イカ計リ高く、堀イカ計リ深キトテソレデ計リ籠城堅固ニハナラヌコト也。武器澤山ニ士卒ノ力量勁キトテ、ソレデ計リ敵ニハカケアハレヌモノ也。領分ヒロク金銀澤山ナリトテ、ソレデ計リ大勢ガ上ニナツクモノニアラズ。

【城郭や堀によって固く守っても十分ではない。武器や強い兵力によって敵に対抗しても十分ではない。広い土地や多くの財物があっても、人々を保持するのに十分ではない。ただ徳をそなえた者だけが、よく災いが形となつてあらわれないように備えるのである。だから、災いがめばえることがない。】

そうだから、城がどんなに高くても、堀がどんなに深いつても、それだけでは城にたてこもることが確かなものにはならないのである。武器が多く、兵士の力が強いからといって、それだけでは敵に勝てるものではない。領土が広く、金銀の財産が多いといつても、それだけではおおぜいの者が君主になつくものでもない。

城ヲ守リ敵ヲフセギ、人衆ヲ従ヘテ井ルニハ、
ソノ道ノアリテコノ道ヲ能ワキマヘタル人サヘ
アレバ、ヤブレ城ニコモリテモ、セメオトサレ
ヌシカタアリ。タケヤリナハタツナニテモ、敵ヲ
カケタツルシカタモアリ。金銀不足ニテモ多勢
ヲカカヘモツシカタモアリテ、事ノ出又先二用
ジンスル術タクマシケレバ、傾敗ノ禍ハキ
ザシエヌコト也。

是ヲ城郭渠溝以テ固ク守ルニタラズ、兵甲
強力以テ敵ニ應ズルニタラズ、博地多財以テ
衆ヲ有ツニタラズ、唯有道ノ者ノミ能患ヲ
未形ニ備フユエニ禍キザサズトハ云也。

城を守って、敵を防ぎ、おおぜいの人々を従えているた
めには、そういう道理があつて、その道理をよくわきま
えている人さえおれば、破れ城にこもっていたとしても
攻め落とされない仕方がある。竹やり、縄、手綱であつ
ても敵兵をやっつける仕方がある。金銀が不足してい
ても、おおぜいをかかえる仕方もある。ことが起きる前に、
用心する手立てがしっかりしておれば、くつがえって敗
れる災難はめげえないのである。

これを「城郭や堀によって固く守っても十分ではない。
武器や強い兵力によって敵に対抗しても十分ではない。
広い土地や多くの財物があつても、人々を保持するのに
十分ではない。ただ徳をそなえた者だけが、よく災いが
形となつてあらわれないように備えるのである。だから、
災いがめげえることがない」というのである。

天下不患無臣患無君以使之天下不患無財患無人以

分之

【天下臣無ヲ患ズ、君ノ以テ之ヲ使フコト無ヲ
患フ、天下財無キヲ患ヘズ、人ノ以テ之ヲ分ツコ
ト無ヲ患フ。】

天下ハ古今トナク治乱トナク、ヨキ臣下ノナ
イト云世ハナキコト也。タダヨキ臣下ヲアゲ用
ヒテ、ヨク使ヒ玉フ君ノナキヲ患トスルコト
也。又財用生ゼヌト云世ハナシ。世界ノ財用ヲ
ヨク用ニ立テ、世ノ中ヘワリクバル器量ノアル
人ノ用ヒラレヌヲ患トスルコト也。

【天下は臣下がないことを心配はしない。君主が臣下
を使いこなすことのできないことを心配する。天下は財
産のないことを心配はしない。財産を分配できる人がい
ないことを心配する。】

天下は、昔と今ということなく、世のながか治まっ
ているか乱れているかということもなく、良い臣下がい
ないという世のなかはない。ただ、良い臣下を登用して、
よく使いこなす君主がないことを心配する。また、財
用（財政の根本になる財源）が生じないという世のなか
もない。世界の財用を、よく役立たせて世の中へ分配す
ることのできる能力や人徳のある人が登用されないこと
を心配する。

是これヲてん天下かしん臣わすらナキヲわすら患へずヘズ、君くんノもつ以これテつか之つかヲつか使つかフ
コトわすらナキヲわすら患へずフ、天下てん財かさいナキヲわすら患へずヘズ、人じんノ
以もつテこれ之わかヲわか分わかツコトわすらナキヲわすら患へずフトいふなりハ云いふなり也。

これを「天下は臣下がないことを心配することはない。君主が臣下を使いこなすことのできないことを心配する。天下は財産のないことを心配することはない。財産を分配できる人がいないことを心配する」というのである。

故知時者可立以為長無私者可置以為政審於時而察於用而能備官者可奉以為君也

【故二時ヲ知ル者ハ、立テテ以テ長ト為スべく、私無キ者ハ、置キテ以テ政ヲ為スべく、時ヲ審ニシ、用ヲ察シ、而シテ能ク官ニ備ル者ハ、奉ジテ以テ君ト為ス可キナリ。】

一官ノ頭トナリ事ヲ取扱フ人ハ、臨機応変ノ働キナキ人ハ、夏モ綿入ヲ着シ、冬モカタビラヲ着スルヤウニ変化ヲシラ子バ、人ニ下知サシヅヲスルコトハ、ナラヌモノ也。又一国ノタバ子ヲシテ万民ヲ一人ニテ安堵サスルト云コトハ、少シモ私ノ心ヲサシハサミ私ノ物ズキノアリテハナラヌコト也。

【以上のことから、世のなかの成り行きをしっかりと対応できる者を立てて、指導者とし、私心のない者によって治め、世のなかの動きをよくしっていて、何が必要か役立ちかを考えて、よく官職に備えている者は、たてまつって君主とすべきである。】

一つの官職の長官となって仕事を取り扱う人は、その時その場にに応じて、適切な手段をとることのできない人で、夏でも綿入れを着て、冬でも夏の麻の着物を着ているような変化ということをしらなければ、人に命令や指示をすることはできない。また一国をまとめて、人々を一人で安心させるということは、少しでも私心をさしはさみ、自分勝手なことをしてはいけない。

時勢じせいノスベキト、スベカラザルトヲ、ツマビラ
カニ考かんがへ、ソレノ人ひとハソレノ役やくニ叶かなヒ、コレノ
人ひとハコノ役やくニ叶かなフト云い才能うさいのうヲ心こころミハカリテ、ワ
リクバリヲスルホドノ器量きりょうナクテハ、人君じんくんニハ
ナラレヌコト也。是なりヲ時これヲシルモノハ、立たちテ以もつテ
長トスベシ、私わたくしナキモノハ、置おいテ以もつテ政まつりごと
ヲスベシ、時ときヲツマビラカニシテ用ようヲ察さつシテ官かん
ニソナフルモノハ、奉すすメ以もつテ君トスベシトハ云い也。
也。

移り変わる世のなかの動きのなかで、しなければなら
ないこと、しなくてもいいことを明確にして、その人は
その職務に当てはまっており、この人はこの職務に当て
はまっているという才能をためして調べてみて、役割分
担をするだけの能力や人徳がなければ君主にはできない。
これを「以上のことから、世のなかの成り行きをしつ
て対応できる者を立てて、指導者とし、私心のない者に
よって治め、世のなかの動きをよくしっていて、何が必
要か役立つかを考えて、よく官職に備えている者は、た
てまつって君主とすべきである。」というのである。

緩者後於事吝於財者失所親信小人者失士

【緩キ者ハ事ニ後レ、財ヲ吝ム者ハ親ム所ヲ

失ヒ、小人ヲ信スル者ハ士ヲ失フ。】

是ハ君ニテモ臣ニテモコノ弊アル時ハ 政

ノ立行レヌコトヲ 戒ナリ、コトハテバヤク

見切り決断ヲシテ行ヒカカラ子バ、スベキ間

ヲハツシテ手ノビ手後レニナリ成コトモナラ

ヌモ ノ也。

【心の緊張が足りない者は、行なうことが遅れ、財貨を出し惜しみする者は、親しくするところをなくし、徳のないつまらない人を信用する者は、学識・徳行のあるりっぱな人を失ってしまう。】

このことは君主であっても臣下であっても、このよくない習慣があるときには、政治を行なうことができないという戒めである。ものごとは、すばやく、よく見定めて、決断して行なっていかなければ、しななければならぬときを失ってしまい、処置が遅れて効果的な手を打つことができず、できたはずのことができなくなってしまうのである。

財用ヲ費エヌヤウニト云ハ、ヨキコトナレドモ、
 タダ惜ム計リニテ用ユベキ道ニ用ヒヌ時ハ、賢
 良謀士ヘノ恩恵アマ子カラズ、人ノ親ミヲ
 失フコト也。サテ又コリリシク立廻ル小人計
 リヲ信ジ、大見識ノアル人ヲ用ヒヌ時ハ、賢者
 モ進ムベキ道ヲ失ヒ、ススマントスレバ、小
 人ノ妨ゲニアウテ忠謀ヲ尽スコトナラズ。サ
 レバイクバクノ賢士アリト云ドモ、ナキモ同様
 ニテムナシク衰亡ヲマ子クコト也。

財用（財政の根本になる財源）を浪費しないようにとい
 うことは、いいことではあるが、ただ惜しむだけで、使
 うべきところに使わないときには、賢くて善良なばかり
 ごとをめぐらす人々への恵みが広く行きわたらないので、
 人々の親しみを失うことになる。そしてまた、目先のこ
 とによく気が付き抜けめなく立ちまわる者ばかりを信用
 して、物事を深く見通し、本質をとらえる、すぐれた判
 断力を持つ人を登用しないときには、賢い人も進むべき
 道を失ってしまい、進んでいこうとすれば、目先のこと
 によく気が付き抜けめなく立ちまわる者に妨げられて、
 忠誠をつくすことができない。だから、どれほどのすぐ
 れた人がいても、いないのと同じことで、はかなく衰え
 て亡びるのを招くことになるのである。

是これヲユルキモノハ事ことニオクレ、財ざいヲヲシムモノハ親したしム所ところヲ失うしなヒ、小人しょうじんヲ信しんズルモノハ士しヲ失うしなフトハ云也。いふなり

是これマデヲ六親りくしん五法ごほうト云。六親りくしんトハ人ひとノ親したしミヲ得えルミチ六ツ也。家いえヲ以もつテ家トス是一親也。これいつしんなり郷きやうヲ以もつテ郷トス是二親也。これにしんなり（三親を欠く）天てん下かヲ以もつテ天下トス是四親也。これししんなり

これを、「心の緊張が足りない者は、行なうことが遅れ、財貨を出し惜しみする者は、親しくするところをなくし、徳のないつまらない人を信用する者は、学識・徳行のあるりっぱな人を失ってしまう」というのである。

ここまでを、六親五法という。六親とは、人の親しみを得る六つの道理である。

家を治めるやり方で家を治める。これが一つ目の親しみ。村をおさめるやり方で村を治める。これが二つ目の親しみ。（国を治めるやり方で国を治める。これが三つ目の親しみ。）天下を治めるやり方で天下を治める。これが四つ目の親しみ。

ち ごと てん ごと なに わたくし なに したし
地ノ如ク天ノ如ク何ヲカ私シ何ヲカ親マン
い う これごしんなり つき ごと ひ ごと たたくん
ト云、是五親也。月ノ如ク日ノ如ク唯君ニコレ
せつ い う これりくしんなり
節スト云、是六親也。

ごほう たみ ぎよ ひじょうのとうと ところ
五法トハ民ヲ御スルノ轡上之貴ブ所ニアリ
い う しん かく い う いっぼうなり
ト云ヨリ臣コレヲ匿スト云マデ一法也。ソレヨ
これ せいおう い う にほうなり ゆえ わざわい
リ是ヲ聖王ト云マデニ法也。ソレヨリ故ニ禍
き い う さんぼうなり すす もつ くん
崩ザスト云マデ三法也。ソレヨリ奉メ以テ君ト
い う しほうなり
スベシト云マデ四法也。

君主は、大地のように大空のようにかたよることなく、
いつも人々に接する。これが五つ目の親しみ。君主は月
のように太陽のように、ひたすら世界を照らす。これが
六つ目の親しみ。これを六親というのである。

五法とは、「民ヲ御スルノ轡ハ上貴フ所ニ在リ、」
(128 ページ) というところから、「臣之ヲ匿ス」(131
ページ) というところまでを一法という。それに続く
「汝力悪ヲ蔽フコト母カレ」(133 ページ) から「是ヲ
聖王ト謂フ」というところまでを二法という。それに
続く「城郭溝渠以テ固ク守ルニ足ラズ」(136 ページ)
から「故ニ禍萌サズ」というところまでを三法とい
う。それに続く「天下臣無ヲ患ズ」(138 ページ) か
ら「君ト為ス可キナリ」(140 ページ) というところま
でを四法という。

ソレヨリ士ヲ失フト云マデ五法也。
コノ六親五法トクト弁ヘ知ネバ政治ノ道ニハ
通ジ難キコトヲ云也。

それに続く「緩キ者ハ事ニ後レ」(二七〇ページ)から
「士ヲ失フ」というところまでを五法という。
この六親五法をよくよくしらなければ、政治の道には
通じがたいのである。